

平成23年12月13日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第3日）	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 川 原 源 弘 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 鶴 田 良 弘 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成23年12月13日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
6	8番 吉富 隆	1. 滞納及び財政について 2. 町づくりについて町長の考えを問う 3. 教育委員会及び館長問題について
7	6番 松田俊和	1. 新規事業発案の考えは 2. 議会答弁、その後の結果は 3. 米多浮立に対する町の支援は
8	7番 岡 光廣	1. 道路環境施設の整備について 2. 上峰町総合計画について 3. 企業誘致の促進状況について 4. 町村合併について
9	9番 中山五雄	1. 百条委員会について 2. 鎮西山の利用について 3. 西峰東西2号線について 4. 町の活性化について

午前9時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、8番吉富隆議員よりお願いいたします。

○8番（吉富 隆君）

通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。改めて、皆さんおはようございます。

ことし3月の東北地震による災害が非常に問題となっているようでございます。また、それに伴いまして原子力発電所の問題、また、地震によらない佐賀県におかれる原子力発電所、玄海町にもまた汚染水が流れたというようなことも報道されているようでございます。そういった中で、私たち議会といたしましても、やっぱり核の廃絶には取り組みをしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。そういった中で、上峰町の今後のあり方、行政の進め方などについて一般質問をさせていただきますので、明快な御答弁を冒頭をお願いをしておきたいと思っております。

今回の質問につきましては、3点ほど質問をさせていただきます。

滞納及び財政についてでございます。中身につきましては、通告をしているとおりでございます。

2点目に、毎回、まちづくりについて町長の考えをお尋ねしております。この中身についても同僚議員からの質問と重複する点があるかと思っておりますが、その辺については御理解をいただきたいなと思っております。

それから3番目に、教育委員会及び館長問題についてお尋ねをしてみたいと思っております。中身については通告をしておりますので、中身についてまた方向を変えて質問をさせていただきますので、執行部の方の明快な回答を切にお願いをいたします。

3点ほどよろしくをお願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に滞納及び財政について、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（白濱博己君）

おはようございます。私のほうから、8番議員の質問でございますが、上峰町広報12月号と1月号に掲載されていることについてということでございました。なお、資料を求められておりますので、後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

まず、12月号の広報等でございますが、滞納者の皆様の中で、ことし現在、県税事務所に引き継いでおる人数は当初170人と追加で20人で190人でございます。それは、県のほうに引き継ぎをお願いしている方及び分納されている方以外の方の387人に対して、10月17日でございます、催告書を出した内容のことでございました。広報紙に掲載のとおり70人が納付をされました。金額は2,371千円ほどでございます。あと残りの43名の方が納付の約束ということで今納付をされております分が3,400千円強でございます。残りの約7割の方、274の方が催告書に対して無反応ということでございましたものですから、何もなかったということで、法律に基づきまして滞納整理を前提とした預貯金、財産の調査並びに勤務先に照会をしますということの強いメッセージを差上げた分でございます。現在、その滞

納処分の方での処理をしておる最中でございます、今現在その残りの274人のうち98名の方について、この方々は22年に給与所得があった方でございますが、その方々に対して、まず本人に給与の照会をしますよという予告書を出しておるところでございます。これは12月の中旬までの納付の期限というふうなことで言っておりますものですから、今現在、その文書によって約1割の方が窓口に来られて文書をもって完納をされているような状況でございます。

あとは並行いたしまして給与照会を直接会社に提出する分、それからまた同時に差し押さえに入るといふような手順を踏みたいと考えておるところでございます。また、残りの分につきましては財産調査をするということで、実は12月9日に30人ほどの財産調査を金融機関、銀行等に調査をし、12月26日までに回答をしてくださいということをしている分でございます。

滞納金の徴収といたしましては、広報紙へのそういった掲載内容、それから昨今の滞納整理を前提とした徴収体制といいますか、そういう体制を、万全ではありませんが、とりつつあっておまして、11月の約1カ月期間で、これは国保も含めておりますが、4,620千円の徴収の実績がございました。6月以降は2,000千円台でございましたけれども、11月はということで、そういう実績がございました。

現在、今年度、佐賀県滞納整理機構へ上げております先ほど言いました190人でございますが、完納者がそのうち105名、それから分納者が59名、折衝中が22名、あと執行停止——執行停止といったら財産もないというふうなことで、このままの状態では徴収ができないということで、言葉で言ったら保留といいますか、執行停止というふうなことで考えられているようでございますが、今後、年度末にかけて県の滞納機構としても1名職員を上げておりますが、万全を期して頑張っておるところでございます。

その他の町独自の滞納整理の調査の状況を申し上げますと、9月末に軽自動車の催告を296件いたしました。さらに預金調査、保険調査を32件、32件、合わせて64件をいたしました。また、そのほかに年金の加入状況ということで、滞納者について1件を調査しておったところでございます。また、医療機関ですけれども、診療報酬の調査、それから携帯電話をお持ちの方につきましては6件ほど、口座の確認をするという意味で実施いたしました。口座につきましては預金がなかったということでございました。それから、給与照会を6件、それから交付要求を3件ということでありました。合計377件の調査をしておりますが、その後、徴収できる分で当たっていきたいと考えております。

差し押さえ等につきましても、県税で実施した分がことしになって12件、町におきましても5件ということで、合わせて17件を実施し、666千円を滞納金に充当しているわけでございます。ことし4月から機構改革等々で税務課に専門の収納係ということができまして、徴収のほうに頑張っておるところでございますが、11月末現在で滞納の分が19,473千円、約

20,000千円弱の徴収の状況でございますが、さらに努力していかなければならない問題であるということで考えております。

臨戸徴収も実施をいたしておるところでございますが、先ほどから述べておりますとおり、催告書なり給与照会とか財産調査、そういった強いメッセージを出すことによって滞納者の反応が、目に見えてではありませんが、そういった反応があるんじゃないだろうかということで私は考えているところでございますが、今後とも県税事務所なり、また部内の徴収につきましても万全を期したいということで今後当たっていきたくて考えております。

それから、お手元に2枚ほどの資料を差し上げておるところでございますが、23年度の町税の収入状況ということで、23年11月末現在でございます。ごらんのように数字を上げておりますが、時間の関係で滞納の分といいますか、右から2番目の未収額ということでの説明をさせていただきたいと思いますが、一番上の市町村民税の滞納繰越分の現在の未納額につきましては13,122千円でございます。それから、ちょっと下段でございます。固定資産税の分でございますが、これが現在の未納額が52,425千円でございます。それから、軽自動車税につきましては1,293千円でございます。合わせて、66,840千円の現在未納があります。国民健康保険税につきましても47,375千円でございますが、合計114,210千円でございます。年度当初滞納繰越金が134,320千円ございましたが、先ほど申しましたように19,473千円、約20,000千円の徴収を行っておりますが、今後とも徴収につきましても全力を挙げて頑張っていきたいと考えております。

なお、右側の徴収率の中ほどの滞納繰越分につきましては、住民税につきましては滞納整理機構の関係もございまして、昨年よりは結構上がっているんじゃないだろうかということで考えておるところでございます。そういったことで、繰り返しになりますが、今後もそういったことで当たっていきたくて考えております。

それから、もう1つの資料でございますが、滞納の中での個人と法人の高額滞納者の名前は伏せておりますが、上位10位の金額を上げております。6月議会のときにも同じような形でお示しいたしましたが、金額は若干変わっておりますが、内容的には入れかえはあつておる状況でございますが、金額的にはトータルで個人の滞納の分でございますが、全体で37,412千円でございます。これは6月のお示しした数字よりもふえておまして、1,338千円ほどふえております。なぜかと申しますと、徴収には、11月末現在ではこの方々10名の方全体で1,668千円を徴収いたしておりますが、この6月のときには現年分が入っておりませんでした。11月末現在は現年分が、ここの分が入っておりますので、徴収した分よりも課税がふえているというふうな状況でございます。また、右側につきましては法人でございますが、この数字の合計は16,110千円でございます。6月にお示しした金額は17,878千円でして、この分につきましては減っております。約1,767千円ほど減っております。この中で、11月末に徴収した分が合計で704件で、7,013千円ございました。個人、法人合わせまして

約8,681千円を徴収しておりますが、なお、この方々につきましては高額でなかなか大変ということと、法人につきましては現在存在しないということもございますが、今後とも努力をさせていただきたいというふうなことで考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは、以上、答弁させていただきました。

○8番（吉富 隆君）

税務課長さんから、ただいまきめ細かく御説明をいただきました。大変ありがたく感謝をしたいところではございますが、12月、1月号に上峰町広報紙に掲載されておりますこの中身についてでございますが、差し押さえまでするというところでございます。差し押さえをして今後どうされるのか、1点お尋ねをしたいと思います。

非常に今までの行政のあり方で、ここまで腰を上げて取り組む姿勢は今まではなかった。しかし、武蔵行政になってここまで取り組みをされるということは異例なことであると思っております。大変この滞納問題については難しい問題であるにもかかわらず、こういったことをやられるということは大変いいことではないかなと思っております。ぜひとも今後も引き続きこういった厳しい財政でございますので、やっていただきたいと思っております。

しかしながら、差し押さえをしてこのままでは効果は出てこないであろうと思っておりますので、その先をどうされるのか、町長のお考えをお尋ねいたします。

また、資料に基づいてでございますが、総合的に個人の滞納問題についてもワーストワンである前回の8,668,500円から9,092,417円とふえております。こういう問題の取り組みについて、中身について詳しく説明をお願いをまずしたいと思いますので、御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○税務課長（白濱博己君）

差し押さえを実施するということでのメッセージを差し上げて、その差し押さえの内容なり、その後の処理ということでございます。

この差し押さえにつきましては、まず不動産が挙げられると思います。それから、財産調査といひまして、預貯金、それから生命保険等々の調査ということ、また給与照会をし、勤務先に直接給与の差し押さえということでございますが、給与の差し押さえにつきましては生活等々もございまして、本人だけですと100千円、それから扶養1人45千円ということで、例えば、本人と子供2人でありまして190千円までは給与差し押さえはできないことになっております。その給与が口座に振り込まれたら、その口座からは全額いただけるというふうなことになっております。昨今、不動産の差し押さえにつきましては、県もそうですけれども、なかなか換金に時間がかかると。1件、先般公売ということで経験をさせていただきましたが、公売につきましても手続上、期間がかかるということでございまして、最近では、手っ取り早いほうといひますか、預金を金融機関に直接私ども税務吏員

ですから、町長から委託を受けておりますので、その命により個人が直接行って差し押さえを、調書を示してすぐ凍結してすぐ取れるというふうなことでございますので、最近はそのような方向での分が多うございます。私どもも財産調査をし、あったということであるならば今後はちゅうちょなく差し押さえをして、換金すると。それと生命保険等につきましても、例えば、個人さんが生命保険会社に入って満期とかもあると思いますが、あったら、それを凍結して強制的に解除して、解除した分のお金は即、滞納金に充てて、残りの分は本人に返すというふうなことでございまして、そういう方法を時間的に、体制的にどんどんするということではございませんが、今後そういう方向に向けてしたいということのメッセージでございました。

先ほど言いましたように98名の方に、まず本人に対して給与差し押さえをするよということの事前のメッセージを差し上げたら、本人が、すべてではございませんが、約1割は窓口に来られてから完納されたということでございますので、そういったことも今後も通常的にしていきたいというふうなことで考えておまして、ただ、不動産につきましては差し押さえをしたからといってすぐできるものではございません。差し押さえをしても、そこに抵当権があったときには抵当権が優先しますので、差し押さえはできても換金ができないというふうなことでございまして、ただ時効がとまるということでございます。時効がとまったからといって、ずっとそのまま換金もできない、徴収もできないということでございますので、以前、公売しました江崎鉄工所跡地の分につきましては、以前差し押さえした中で時効がとまっていて、相手もなく取れないという状況で、でも現年分はずっと課税をしているということでどンドン膨れ上がって法人のそういうふうな金額になったかもわかりません。ただ、私どももそういう中間的な努力を今後もし続けていかなければならない問題ではなかろうかということ考えておるところでございます。

それと、個人の一番多い方なんですけど、これは個人の納税者の利益保護ということでございますので、詳細は言えませんが、この方につきましては不動産を持っておられて破産されての分で、今転出しておられるという状況の中で、年間1,000千円強の課税がかかっております。その分が滞納がずっと続いているということで、6月の分からことしの固定資産税1期、2期の分が上乘せされて約423千円がプラスされているというふうな状況でございます。今後とも、本人さんとは連絡をとれるような状況ではございませんが、収入もないというふうなことで、財産もないということで、この物件につきましてはもう処分されております。来年からはかかりません。違う方にかかります。そういったことで、これ以上ふえるということはございませんが、今後とも努力していかなければならない問題ではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

内容についてはよくよく理解をしたところでございますが、破産をされているということでございまして、破産をされて法的な手続をとっての破産なのかどうか、ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思っております。法的手続をされておるとするならば、これは問題ですもんね。取れないでしょう。じゃ、そういった方をいつまでもこうして法的、もし破産宣告をされておるとするならば数字を上げる自体に間違っているんじゃないかならうかと思っております。

また、法人のほうでも、実際会社がないというようなことも言われておりますが、そういった方についてはどうされるんですか、できないでしょう。できない問題をいつまでここに出すの。出せないでしょうもん。会社が存在しない、こういう問題については県の指導もあるんでしょう、不納欠損というのが。これ処理はできないんですか。できないとするならばこういった残すべき問題であろうと思うんですが、個人についてもそうなんですよ。これ以上は9,000千円からふえないということでございまして、今、課長の答弁によれば、破産をしているということであれば法的手続をされた破産なのかどうかということがやはり法治国家でございまして、法的処理をされて初めて破産という言葉が出ると私は思いますので、そこら辺についてもうちちょっと詳しく御説明をお願いしたい。

また、個人も法人もしかりなんですけど、2番目、3番目、4番目、5番目と、5,000千円、4,700千円、3,000千円、3,000千円弱という大きな数字が並べてあります。差し押さえを堂々とやるということで町民の皆さんにお知らせを行政がしているんですから、給与とか預貯金の問題については、課長説明されているようにできると思うんですが、不動産は時間がかかるからと、そんな理由はないでしょう。それは答弁とは言わないよ。行政がちゃんと町民の皆さんに差し押さえをやると言ったなら、やらなきゃいかんでしょうもん。何でもかんでもやるわけにはいかないにしても、堂々とやっているんだから、やってくださいよ。

いいですか、これ財政と大きな関連が出てくるんじゃないですか。議員の皆さんはみずから報酬についても削減をされております。行政やっていないじゃないですか。それで何で財政が厳しいの。あなたたちが言っていることと逆行しているんじゃないですか。議会のときだけいい答弁をするだけで済むと思っているのは大きな間違いですよ。何を考えておるのや、あなたたちは。議会のときだけきれいごとを言わんでおってほしいよ。もう少しきちっとした答弁をしてくださいよ。そうでしょう。もう少し真剣に取り組んでいただきたい。

きのうも5名の方が質問をされました。今手元に資料がないから後から出すとか、そんなことが議会で通ると思っているの。それ通らないよ。議員さんたちに、どこまで質問するですかぐらいは課長さんたちやればいじゃないですか。それもやらない。努力します、本議会で言ったことはきちっと実行に移してくださいよ。

ただいま質問2点しておりますので、答弁をお願いします。

○税務課長（白濱博己君）

個人が一番上位の方なんですけど、私、破産をしているというふうなことで答弁しました

が、済みません、御容赦願いたいと思いますが、確認してのことではございません。ただ、本人さんがそういうことで言っているということでございます。ただ、破産ということじゃなく、経営も成り立たなく所得もないということで、この方につきましては今後とも鋭意徴収に当たっていかねばならないと思っております。なお、破産というふうなことでありましたならば、そういう手続が開始されます。開始された場合につきましては管財人が立ち、管財人が財産の整理をするということでございます、その方に交付要求といたしまして、税金がこれだけあるものですから、精算するときには下さいという請求をいたします。分配のときになかったら配当がないというふうなことでございます。この件につきましても本当に高い金額で町の財政を窮屈にしている一環でもございますので、できるだけ努力をして徴収に当たっていきたいと考えております。

なお、不動産の差し押さえではございますが、今先ほど法人の中にもそういう会社が存在しないというふうなことでございましたが、当たっておりますも、確認しても電話がない、現地に行ってもないというふうなことでございます。その中で不動産がある分につきましては現年分も課税になっておるところでございます。ただ、そういったことにつきましては、法務局に行って法人登記があるというふうなことの確認、また、そこには抵当権等がある等々の確認をし、今後につきましては1件1件そういう不動産の調査をしながら、換価の可能性のあるなしにかかわらず、差し押さえを今後とも実施していかねばならない問題ではあろうと強く考えております。

なお、先ほど言いましたように江崎鉄工所跡地の業者さんにつきましては、公売した関係で差し押さえも解除していると。税金も現年分までもあるということで、もう差し押さえが解除した後5年間たったら時効になりますが、5年間取る可能性はほとんどゼロに等しくあります。通常は、不納欠損というのは、どこの町村も毎年毎年、金額は別にしてありますが、5年たった以降の時効の分までではないようでございます。（「課長、答弁が長いよ」と呼ぶ者あり）済みません。

そういったことで、不納欠損につきましても今後出さない方向ということで慎重には対応したいと思っておりますが、そういったことで1件1件調査をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

課長、今あなたたちが努力しているのは理解をしているんですよ。今あなたが答弁する内容も理解している。そのくらいぐらいわかっている。しかしながら、財政が厳しい、厳しい中で、あなたたちの努力が足りないと言っているわけじゃない。しかし、こうして町民の皆さんにこういう広報紙の中で掲載をされたならば、やっぱりきちとした形で平等性を持ってやるべきだと。努力されているとはわかるよ、大変難しい問題ですもんね。しかしながら、

こういうことをあなたたちがね、きれいごとだけで済まそうとするから、こういうふうにならざるを得ない。税務課長だけ責めているわけでも何でもなし。これは本当に町長が腰を上げたなと私は思っている。今までの歴代町長でここまでした町長はいないと思います。しかし、これを掲載したからには実行してくださいということなんです。ぜひともこういうことには積極的に取り組んでいただけるようお願いをします。

町長のお考えをどうやっていくかお尋ねをして、この項を終わりたいと思いますが、町長どうお考えですか、今後の対策として。

○町長（武廣勇平君）

今後は、滞納整理につきましては担当課長が申し上げたとおり、税の公平の観点から進めていきたいと思っております。

○8番（吉富 隆君）

ただいま町長から御答弁をいただきましたように、ぜひとも皆さん力を合わせて滞納問題に取り組んでいただきたいと強く要望をしておきたいというふうに思います。

本当に10人の方だけでも数千万になるので、やはり全体的には幾ら滞納を集金したといっても1億円以上あるんじゃないですか。分納誓約等々の問題はあるにしても、やはり差し押さえをやるということを明言されましたので、ぜひともそういったことで御努力を強く要望をしておきたいというふうに思います。

この内容につきましては3月定例会でもまた質問をさせていただきますので、その新旧対照表もまた要求しますので、その辺についても御理解をお願いしておきたいと思っております。

以上で第1項めの質問を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

町づくりについて町長の考えを問うという質問の中で、まず最初に、町の財政と予算について、新年度の分でありますけれども、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

おはようございます。町づくりについて町長の考えを問うということで、1番の町の財政と予算について（新年度）という吉富議員さんからの御質問でございます。町長の考えを問うということでございますけれども、まず私のほうから少しお答えをさせていただきたいと思っております。

本町の財政につきましては改善しつつありますが、なお努力を継続する必要があるものと思っております。また、新年度予算につきましては12月2日を各課からの当初予算要求書の提出期限としまして現在取りまとめている段階ではございますが、19日から予定しております財政ヒアリングでは、各課の要求に対しまして必要性和緊急性を吟味し、例年どおり厳しく査定せざるを得ないというふうに考えております。

本町が平成18年3月に上峰町行財政改革大綱を定めてから7年間にも及びます間、議員初め町民各位及び関係者の皆様には本町財政の再建に対し御理解と御協力を賜り、財政を担当する者として大変感謝をいたしております。何とか現在のこの状況までたどり着いておりますので、町民の皆様にはいまま少しの御理解と御協力を継続していただければありがたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

町の財政と予算について、新年度の件でございますが、私ども議会の立場から見れば、当初予算にはこの12月議会で質問をする必要があると、私はこう考えておるところでございます。課長の説明によれば、厳しい査定をせざるを得ないというようなことでございますが、私の考え方といたしましては、決算特別委員会するときにも申し上げております。そういった問題がこの当初予算に反映せざるを得ない。同僚議員もこの質問をしておりますが、いろいろな問題があって、できないような御答弁がされたようでございますが、そうじゃなくて、やっぱり新年度予算については、こういう問題を軸に取り組んでいきたいということぐらいはできるであろうと思います。いろいろな予算の組み方は私も理解をしておりますが、やはり新年度にはこういった目玉のことをやっていきたいというのが町の方向性につながるであろうと思います。だから、町長に私は質問をしております。町長は答弁をされないようでございますが、私は通告を早くしておるので、こういった勉強会もされたと思っております。いつものことでございますが、議会では何々をやる、検討をすとかいう言葉しか出てこない。きのうも5人の方が質問に立たれましたが、そういう問題が起きております。きちっとした答弁ができない。どういうことなんだと。新年度が一番大事なんですよ、予算は。議会の立場から見て議案が出てからしかわからない。ミクロ的にはそうであろうと思うけれども、大枠の予算はこうですよと、ある程度の見込みが立つはずなんですよ。できない部分が補正という形で上がってくるであろうと思います。

何せ財政が厳しい折に財調がないゆえに、なかなか新年度の予算が組みづらいというのも理解しておりますが、今度、特定防衛施設というのが認定されまして、35,000千円弱の予算がついております。それも今回の補正で上げるべきではないのかなと。町長は3月に上げるようなことを言われておりますが、本来、決定したら補正を上げるのが普通の予算の組み方ではなかろうかなと。私の考えが間違っているとすればおわびをしなくちゃならないんですが、私は、この12月定例議会で予算を組み、実行に移していくというのが普通の予算の組み方ではないのかなと思っておりますが、その辺について御説明をお願いしたい。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員のきのうの発言を受けての随分誤解を受けた質問かなと思いますけれども、この当初予算につきましては、きのう橋本議員からの御質問にもありましたように今現在、

質問の項目が平成24年度の予算編成の基本施策はということで、私自身が希望するものと、しかも既に予算として決まっているものという意味で言えば、決まっているものはまだ決定しませんので申し上げられないと。私が希望するものは言えますよということで橋本議員にもお答えしたところでございます。どうしても必要なものということで今現在、新規の事業として上がっているものもございしますが、これも議会の決定を得ておりませんので、私の希望ということでお答えすることは可能でございます。個別のことすべてを申し上げることはできませんが、主に中学校のアスベスト除去事業ですか、これは議員の皆様からも早く撤去するようにいうことを言われておりましたので、この事業につきましては来年度の予算にのせることができるかなと思っております。

以上です。

○企画課長（北島 徹君）

先ほど議員より、特定防衛施設周辺整備調整交付金の予算の計上のことで御質問がっております。私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、昨日の各議員からのお尋ねでも町長のほうからお答えをしていると思いますので、簡単に申し上げますが、今現在、歳入につきましては34,471千円ということで内示が参っております。ただし、支出のほうは今現在、九州防衛局のほうと調整中という部分がございます、その計上につきましても九州防衛局のほうではそこら辺をはっきりした時点でということで3月補正でいいのではないかと、そういう調整の段階に今ございますので、おっしゃるように、これがはっきりしておれば今回当然計上すべきということで考えておりますが、そういう時間的なものでそこに至っておりませんので、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

ただいま北島課長のほうから説明がございました歳入の件でございますが、歳入には上げてもいいのではないかと思いますよ。歳出が決まらないからと。そうしますと、3月に例えば歳出が決まったとして上げたとしても、今年度中にはその34,000千円ないがしろの金は使えないでしょう。明許繰越ということでもこれはできるんですか。年度、年度の区切りじゃないんですか。きのうの町長の答弁では、大臣が決めて毎年やるというような答弁であったと私は記憶しておりますが、歳入を上げて、歳出は今から検討するということでもできないのかと。決定をされたら補正を組むのは当たり前のことではないのかなと僕は思うんですが、その辺もう少し詳しく御説明をお願いしたい。

○企画課長（北島 徹君）

今のお尋ねの件でございますけれども、おっしゃるようにこの事業そのものが、この交付決定が11月8日に参っておりますが、これ以降の事業ということに基本的にはなっております。それで、うちだけではございませんが、今回新たにそういう関係市町に指定をいただき

ましたところについて交付金が来るところにつきましては、それ以降に新たな事業と急に言われてもなかなかできるものでもないということで、基本的にはソフト事業につきましては、そのお金について翌年度に持ち越しをして使うということも可能だということで、そこら辺で今現在調整をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

最初からそういった説明をしていただければ何回もする必要はないんですが、明許繰越は可能であるというふうに理解をしてよろしゅうございますか。

そうしますと、24年度にもこの交付金というのは来るようにお伺いをしているんですが、間違いのないことだと。特定施設ということで認定をいただいておりますので、毎年この金額が変わるにしても来るということで理解をしておってよろしゅうございますか。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員の御質問でございますが、昨日もお答えしましたけれども、この大臣の権限というのは回転翼航空機が騒音被害の対象ということで、この特定防衛施設にかかわる法律の中に認定されると、ここが大臣の権限だというふうに思っております。政令の範囲で定められると聞いておりますので、これが変わらない限りは特定防衛施設調整交付金につきましては上峰町に入ってくるものだと理解をしております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

第2番目の項目であります今後の農業について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

おはようございます。私のほうからは、今後の農業について（TPP）ということで、吉富議員の質問につきましてお答えいたします。

今後の農業問題につきましては、このTPP・環太平洋連携協定抜きでは考えられなくなってきております。国におきましては、10年後に農用地面積を8万ヘクタールふやし自給率50%にしていくという目標を掲げております。そういう中で農業の持続的発展を確保しつつ国民への食料の安定供給を図っていくためには、新規就農者、意欲ある経営体、集落営農組織の多様な経営体を育成、確保していく必要があると思います。その目的といたしまして、町においても集落営農の組織化、これは将来的には法人化を見据えたものと思いますが、このようなことでTPP参加による農業、農村がどのようなようになるか懸念するところでございます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

非常にT P P問題につきましては難しい問題がございます。日本の国においてはT P Pに参加をするというふうなことを総理大臣が言われたので、これはもう決定でございますもんね。中身については今後どうなっていくのかは見守っていく必要があるかなと思っております。T P Pというのは、そもそもが関税撤廃なんですよね。そうしますと大変な日本の農業には打撃が来るというのは間違いないというふうに思っております。

そういった中で、上峰町における農業について、町長にも農業については少しは目を向けてくれんかいというような要望もしたところでございますが、今現在、営農組合という組織が佐賀県では一番進んでおるようでございます。上峰もそのとおりでございます。そういった中で、営農組合から法人化に動きをする営農組合がございます。そういったときに、この営農組合から法人化をするときには大変なお金がかかるようでございます。法人化するんですから。そういったときに、町長のお考えをお尋ねしたいんですが、町として支援をしていくのかどうか。やはり町からの補助というのは一番ネックになってくるであろうと私は思います。だれにしろ1日3回の御飯は食べるわけですから、食料というのはやはり基本中の基本であろうと私は思っております。もし上峰町から24年度にそういう動きがあったときには支援をするのかしないのか、どういうお考えをお持ちか、町長にお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員にお答えいたします。

今後の農業について（T P P）ということで、T P Pに関連する資料を用意しておりましたので、営農組合をもとにした企業化ということで、その支援策はというお尋ねに対し詳細な資料は持ちませんが、この営農組合につきましては大規模化、これは政権が変わりまして戸別の所得補償ということで生産価格と市場価格の差を埋める制度ができましたけれども、この営農組合が理念とするやはり日本の農業の大規模化というものを妨げるものでなく、むしろ、より補完し合う制度であると思っております。特に、この戸別所得補償の、皆さんに申請があってお金を渡すときにも、営農組合単位で営農組合が機能的に動いていただいているというふうに聞いておりますし、その意味では大きな役割を今も持っております。私たちが国の大きな流れの話でありますから、今後、大規模化に向けて何らかの後方支援はしたいと思っておりますが、直接それが補助になるかどうかはよくよく協議をしながら、今後、担当と話しながら、ほかの自治体の状況も見ながら対応していきたいと思っております。

また、農業の支援につきましては、前から申し上げておりますように、検討会議を開きながら、その中でそうした御意見も出てくるものかなと思っておりますけれども、今現在、私の頭にあるのは省力化の補助等が中心でございます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

明快な回答をいただきたいところでございますが、理解に苦しむような答弁でございませ

て、私は、この上峰町の営農組合が法人化したときに町長のお考えをお尋ねしているので、明快に回答をいただきたいと思います。

大規模農業というようなことですが、我が日本における大規模農業と外国との大規模農業との比較をしてみますと、比較にならないんですよ。そこに日本の大型農業ということに問題があると思っております。また、農地法の問題等とも関連をしてくるので、大変難しい問題がありますので、よほど勇気がないと法人化はできないであろうと思いますが、そういう動きがあるのは事実でございますので、ぜひとも町長、今後も町長されるであろうと私は思っております。農業に対しての知識というのが町長はそう詳しくはないであろうと思いますが、今後も取り組みを農業に向けてほしい。また、法人化になる場合についてもやはり相談に乗っていただき、町の補助等々もお考えをしていただきたい。それが我々の生きていくための食料になるであろうと。農業が一番苦しいんですよ。いろいろ戸別補償等々の問題もありますが、これは1年1年国会でくるくる変わるんですよ。くるくる変わります。今までがそうでした。5年こうやりますよと国会でやってきておりますが、2年ほどで変わります。信頼性がないわけじゃないけれども、やはりきちっとした形をする時代になってきたんであろうと。やっぱり真剣に取り組んでいただきたい。

地産地消の問題等々も関連が今後出てくるであろうと思います。何かをやらないとできない時代が農業についてはあると思います。8万ヘクタールもふやすとか、減反を今35%しているんですよ。実際的に田んぼは余っている状況にある。国会で言うことと、本当に汗を流している農業に従事されている方のことを国会では問われていないと僕は思います。関税撤廃したって日本の農業は太刀打ちできないのは目に見えていると僕は思うんですよ。そういったときに上峰町で農業をしようとする方が法人化をしてやろうという動きがあるのは事実ですから、町が支援する必要があるであろうと思います。町ができなければ、県、国にやはり陳情を重ねていくというくらいの町長の考え方をお示ししていただければいいなと思っております。町長、いま一度お考えをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員の御質問には、今後の農業について（TPP）とございました。これについての資料は用意しておりました。今この場で営農組合で今後大規模化し企業化していくという中の支援策はということであれば、県の取り組み、国の取り組み等も担当課から協議を重ねていく必要もありますし、予算に関することでもありますから、この場で農業に対する意識が少ないと言われましても、ちょっと困惑するんですけども、私自身はそうした動きがあれば何らかの手だてを講じたいとは思っています。しかし、それが財政的な支援になるのか、どういう形になるのかというものを後押ししていきたいという表現にとどめさせていただきたいと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

町長さんのほうから支援はしていくように努力をしたいということでございますので、その程度に今回はとどめておきたいと思えます。

先に進んでいただきたいと思えます。

○議長（大川隆城君）

それでは、第3番目の項、町の歳入、歳出について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

引き続き質問要旨の3番目でございますけれども、町の歳入、歳出について、平成23年度という吉富議員からの御質問をいただいております。まず、この状況につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

11月末の本年度歳入、歳出の状況につきまして、まず御説明を申し上げます。

初めに歳入でございますが、代表的なものとしたしまして、町税が911,000千円の収入ということで、前年度比較46,000千円の増、地方交付税が864,000千円の収入で、前年度比較52,000千円の増、繰入金でゼロで、前年度比較57,000千円の減、これは前年度がホリカワ跡地関連での工業用地特別会計清算に伴います財政調整基金からの繰入金で57,000千円あったということでございまして、本年度はゼロということでございます。

次に、歳出でございますが、こちらでも代表的なものを申し上げてまいります。

農林水産業費が176,000千円の支出となっております。前年度比較63,000千円の増、商工費がゼロで、前年度比較261,000千円の減、これは先ほども申し上げましたが、ホリカワ跡地関連での清算に伴います工業用地特別会計への繰出金が259,000千円前年度がございましたので、そういう比較になっております。

終わりに、合計でございますが、歳入が2,382,000千円の収入で、前年度比較で49,000千円の減、なお、予算額に対します収入率は69%でございます。歳出が1,942,000千円の支出で、前年度比較で48,000千円の減となっており、予算現額に対します執行率は56%でございます。

さらに角度を変えまして、11月末の現金出納状況というものを御報告させていただきたいと思えますが、この現金出納状況につきましては、原楨会計管理者の範疇だと思えますが、御了解を得ておりますので、関連として私のほうから御報告させていただきます。

明許繰越を除く一般会計の残高が428,000千円で、前年度比較で80,000千円の増、財調の残高が230,000千円で、前年度比較117,000千円の増、減債基金の残高が10,000千円で、前年度比較8,000千円の増と、平成23年度の現在の歳入、歳出の状況はこのような状況になっております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

歳入、歳出についてでございますが、見込みで結構なんですよ。出納閉鎖までに繰越金などの程度出るのか見込みで結構ですので、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

見込みはまだ私も確認しておりません。今現在、担当課で整理していると思います。
以上です。

○8番（吉富 隆君）

町長のほうから、見込みは確認していないということでございますが、今現在、新年度の予算の査定をそろそろ始めるころであって、なかなか新年度組めないじゃないの、今、見込みでんわからん。やっぱりそういった関連があるのでお尋ねをしているところですよ。新年度の予算と、この23年度の歳入歳出の問題については関連がありますので、それさえ今つかめないという状況ですか。非常に残念ですね。もう3月にならないと聞くことができないので、12月にはこういう問題が出るであろうということぐらいは認識をさせていただきたいなと思っております。

わからないということであれば質問のしようがございませんので、先に進んでいただきたい。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第4番目の項目であります町長のマニフェストについて、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員の町づくりについて町長の考えを問うという項で、町長のマニフェストについてということでお尋ねがっております。

昨日からマニフェスト項目については30の政策について一つ一つ実行ぐあいというものをお話しさせていただきましたが、もう一度したがいいですか。

マニフェストにつきましては、4年間の任期期間中における私の公約ということございまして、進捗はきのう申しましたように、24項目中の15項目ということで今現在は実施済みだというふうに理解をしております。今後この記載項目別で上げますと24項目のうちの15から20以上まで上げていきたいというふうに思っておりますし、もちろん24すべて実施することが私の仕事だと思っておりますので、政策別に見ますと30項目のうちのどれくらいになるか数えておりませんが、達成度を上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

この問題につきましては同僚議員のほうからも質問が出ておりまして、いろいろと御答弁をされておりますので、理解はしておりますので、ご理解をさせていただきます。私もことしの1月20日までは議長職というようなことで仰せつかっております、県の議長会等々にも出席をしまして

ました。うちの町長は上智大というのを卒業されて、いい町長であるよというようなことで自慢を私はしてきたところがございます。そういった中で、選挙公約は24項目のうち15項目はされたと認識をされているようでございます。それはそれとしていいんですが、公約の中で町長思い切ったことをされたなど。全国的にも有名になりました。町長の報酬50%カット、これがキャッチフレーズであったと思います。また、そういった中で大きなことをやられたなど。非常にこういった財政の厳しさに執着をされ、財政健全化に向けて御努力をされていく過程の中で今現在それも努力されているとっております。なお、こういった問題については積極的に取り組んでいただきたいなとっております。

その中で町長はこう述べておられます。30歳の私だからできる、こういう文言を出されております。給与については、町民の一員として皆さんとともに働かせていただきますというようなことも載っておりますが、そういった中で30歳の給料でいいというようなことも掲載をされておりますが、それは実行されていないということです。どこをベースに30歳の給料でいいと述べられたのかわかりませんが、大変自分に厳しさを持っておられる町長さんだなど僕は思っております。

そういった中で、町長さんのプロフィールを見させていただきましたが、平成11年に上智大学に入学されております。卒業はいつということは載っておりませんのでわかりませんが、その中で政治的なことについては関心を非常に持っておられるようでございます。平成18年から国会議員の秘書を務めておられて、政治には我々よりも密着をされてきたんではなかろうかと思っております。

そういった経験の持ち主の中で、いろいろな今まで3年余りのおつき合いをさせていただいた中で、議会に答弁されたことがですね、実質的に執行が今されていない部分が多々あるように私は見受けます。きのう5名の方が一般質問されて、3月議会、6月議会、9月議会、12月議会と経験を積まれてこられまして、質問の内容が大きく変わってきたということはお気づきであろうと思います。ですね、町長ね。大きく勉強されて変わられたと思います。非常に議員の皆さんが勉強されているなど私は感心をしているところでございますが、本議会ですと言ったことを執行しないと、それはいかななものかと。だから、質問の内容が変わったと、僕はそう思っています。

もうひとつ詰めがされていないようにも、遠慮されたかなと思っておりますが、いろいろとマニフェストには約束事を町民とされておりますが、これを100%するということは不可能なことであって、やっぱり6割以上されているので十分かなと思いますが、やらなきゃならない。やはりコンベア政治と、こう言うんですよ。どうしてもやらなきゃいけない事業というのが執行部にはあるんですよね。その部分がやっぱり60%、70%やられた。肝心なのが残っているように思います。今後1年間の任期中にその解決方法を、町長の考えをお示しいただければなと思っております。もう簡潔によろしゅうございますので、お願いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員の再度の御質問でございますけれども、公約については先日から申し上げていきますように、今、30項目といえは21終了ということで、今後はその30項目をさらに上げていくことが必要だという中でどういうふうにやっていくか。もう計画は既に私の中ではしているものもございますし、来年度予算に反映できればというふうにも思っております。これは議会の皆様方の御了解をいただかなければいけませんけれども、先ほど議員も申されましたように、行政でやらなきゃいけない仕事が既にもうあるというふうに申されました。その予算枠外でこのマニフェストを実行していくということにこれまでなったわけでございます。これはどの自治体でも総合計画や実施計画と首長マニフェストというものの乖離が見られたわけであろうと思いますが、中には役所の中に行政推進という係を設けたりしながらする役所もございまして。私の場合は、計画そのものが今回、法改正を見ましたので、残るマニフェストについて、今後になりますけれども、そういう総合計画自体が町民の皆さんにとって一つの選挙時の判断の基準となるようなものになってもおかしくないという流れにあると理解しております。私たちもそのように考えながら、しかし、かつ独善的なものであってはいけませんので、広く公共性を持ったものから、そうした計画にビルトインしていくことが必要ではなかろうかと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

マニフェストについては、この1点のみで終わらせていただきたいと思っております。あと4回の議会がございまして、マニフェストについては今後検証をさせていただきたいというふうに思っております。

最後の町の方向性については、今まで質問内容等々を考えまして、なかなか方向性が出ていないなど。やはり武廣カラーを出していただきたいというふうに思っておるところでございますので、今後そういった方向性を持ってお示しを議会にさせていただきたいと強く要望をしておきたいと。2点目の項をこれで終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

それでは、第3番目の項に進ませてもらいます。

教育委員会及び館長問題について、まず資料問題について、執行部の答弁を求めます。

○教育長（吉田 茂君）

吉富議員の質問の中で、6月、9月以降長らく御迷惑をかけてきましたことを深くおわび申し上げます。資料問題の件でございますけど、私の内容把握が不十分であったために、提出はしてはしておりますが、その分では意に沿わなかったことは大変申しわけないことだと思っております。任命に当たっては、私、教育長が推薦して教育委員会で決めたということを議事録を提出したところでございますけど、起案書につきまして一部不適切な部分がありました

ので、その点は個人情報等にも関係がありますので、公開できなかったことを議運の席で申し上げたところでございます。

よろしく御了承いただきたいと思っております。

○8番（吉富 隆君）

時間が迫っておりますので、簡潔に御答弁をお願いしたいと。教育委員会及び館長問題についてと、これ全部一緒に御回答いただきたいなと思っております。

ただいま資料問題について教育長は御答弁いただきましたけれども、教育長、うそついちやいかんよ。そうでしょう。個人情報があるなら、何でさきの議会で言わないの。だから、こういう問題になるんじゃないですか。教育長、資料提出できないならできないでいいんじゃないですか、理由がきちっとすれば。そういったことで今後はお願いをしたいと思っております。

そういう中で、館長がポスターをイベントのときに外したと、これ大問題でしょう。議論されたんですか、この問題について。それにもかかわらず館長さんは個別の室に入れると。あそこは守衛室なんですよ。守衛の方もおられるんでしょう、警備の方が。そういうことでいいの。警備の方に情報なんか漏れるようなことはないでしょうか。何とか和気あいあいとできないものですか。努力はされているんですか、あなたたちは。町民センターの利用状況はどうですか。右肩下がりがじゃないですか。こういう問題が起きるから、そういうふうになるんですよ。あなたたちは何をしておるんですか。

資料問題にしても、あなたが出さなかったんじゃないでしょう。自分で言うたことは自分で責任は持たなきゃ。町民センターと改善センターは一緒になっているんですよ。仕分けに非常に難しい問題はあると思うんですが、館長さんの勤務状況、週に何時間と決めてあるようですが、それでできるんですか。命令系統だって副課長の上とか、それも改善しなさいと言うけど、何も努力はされていない。めっきりと町民の皆さんが減っているようでございます。まず、今後の対策を御説明いただきたい。これ町民の憩いの場所にならなきゃいけないんですよ。

イベント中にけが人が出ております。その対処をどうされたんですか。防火シャッターをあれだけの人間を収容する中で閉めたとか、常識外れも甚だしいじゃないですか。何のために防火シャッターついているんですか。毎年点検が義務づけられているはずなんですよ。たまたまけがをされた方がいろいろと言っておられないので、そのまんまでしょう。これ教育委員会の責任ですよ。拡大すれば行政の責任ですよ。町長どう対応されたんですか。けが人が出たことは知っておられるんでしょう。そういった状況をきちっとやっぴりトップダウンでやっていただきたい。個室に館長さん入れるとか、ポスターをはぐるとか、とんでもないことでしょうもん。きちっとやってくださいよ。それで財政が厳しいとか言いよるだんじやなかでしょうもん。もう少し充実を図る、それは行政の仕事でしょう。

それともう1つ、私は教育委員会ということでタイトルをつけておりますが、教育の問題

なんですが、小・中学校の便所、汚いね。改修をする考え方はないでしょうかね。快適なところで、環境の整ったところで教育はするべきだと思うんですが、どうでしょう。御答弁をお願いしたい。時間がないようですので、簡潔にお願いします。

○教育長（吉田 茂君）

御指摘の分、多々あった分すべて一つ一つ受けとめております。解決に当たっては時間がかかっているものもありますが、例えば、便所等は今度の大規模改修とかそういったことと合わせて、その前に手持ちの予算でできる分はちゃんと指示をいたしておきまして、すぐ改善できるようにいたしておきます。私もトイレにつきましては、においが充満するというところで校長にも指示をしたところがございます。かつ、洋式のものにはこの間採用させていただきました。いずれにしましても、今年度最終のものを見きわめながら来年度の予算に向けてちゃんといたします。

失礼します。

○8番（吉富 隆君）

非常に答弁に事欠くようなことで、本当に役職が務まるんですかね。答弁ぐらひは議会から通告をしたならそれだけの時間がある。真剣に取り組んでほしいものですよ。我々議会は年に4回しか発言するところがないんですよ。今の内容にしても、統括でと議長から言われても統括はできない。町長どがんお考えですか。けがの問題、個室の問題、ポスターの問題、学校の便所の問題、役場の通用門の便所さえ指摘をして、まだそのまま。きのうも同僚議員から町民センターの便所は言われた。公の場ですよ。1年も2年もほったらかすと、行政のあり方に疑問を感じざるを得ない。もう少し謙虚に議会で問題があったことについては町長さんトップダウンをしてくださいよ。それ町長の仕事だと思うんですよ。これだけ時間かけて発言してもやらないんだから。

もう時間がございませんので、まとめてポスターの問題、館長さんの個室の問題、町民センターの利用状況、それに伴うイベントのときのけがの対処、どうなされたか御回答をいただきたいと思います。

○教育長（吉田 茂君）

まず、3点と受けとめております。ポスターにつきましては厳しく館長に指摘をいたしました。すぐ私も主催者の担当者の方にもおわびを入れた状況でございます。貼付の場所を変更したということでおわびを入れまして、本人に了解を得たところでございます。

個室につきましては、御指摘のとおり守衛室でございまして、守衛が5時以降に参りますので、館長は通常は午前中の対応でございますので、そこに私、いろいろ課長、全員協議もしながら、本人も向こうのほうでということを了承しましたので、向こうは玄関口にも当たりますので、そういった意味では今も受付という表示はあそこにありますので、あの館長のところに聞きに来る状況があると。あなたは、そういった意味ではセンターの顔になってい

るからということ十分に言っております。

それから、イベントにつきましては、大変申しわけないことですが、こすもす館だとかいろんなののできたので、事実上減少しております。それにつきましては取り組みをもっともっと広くいたすように全員で協力してやっていきたいと、そう思っています。

以上です。

○議長（大川隆城君）

防火シャッターの件はいかがですか。

○教育長（吉田 茂君）続

失礼しました。防火シャッターの件につきましては、早速担当者、それと館長は防火責任者でもありますので、逐一、それから担当者ともども開きの状況、なぜそういうことが発生したのかを確認いたしまして、そこに注意書きもいたしております。通常はあけ閉めできないようになっているんですが、そのときの主催者が、自分たちがそちら側から入らないようにというために向こうのところを閉めたそうございまして、その中に小さな開き戸ぐらいのところがあるものですから、そこから観客の方が入られてつまづかれたということございまして。大変申しわけないことで、御本人様には詳しくおわびを申し上げたところでございます。

失礼しました。

○議長（大川隆城君）

以上で8番議員の……（「議長」と呼ぶ者あり）時間。（「1回だけお願いをしたいんですが、できないでしょうか」と呼ぶ者あり）もう時間が参りましたので、これで8番議員の質問を終わりたいと思います。（「議長、先ほどの注意をしていただきたいですよ。答弁になっていないじゃないですか。僕は、けが人が出たことについての対処はどうされたのか、そういう伺いをしているんです。結果報告じゃないですか」と呼ぶ者あり）

それでは、もう一回だけ簡単をお願いします。

○8番（吉富 隆君）

議長さんのお許しをいただきましたので、もう一回だけ質問をさせていただきますが、やっぱりきちっとした答弁をしていただきたいと。けが人が出たのは事実ですよ。その対処はどうされたんですかとお尋ねをしている。これね、防火シャッターというのは簡単にあけ閉めはできない。勝手に動くようにもなっていない。何のために防火シャッターがついているかという、火事があったときによその部屋に移らないように防火シャッター、これ法律で決まっています。その中に逃げおくれ等々があった場合の対処として、もう1つ扉がついているわけですよ。それは理解をしておられるようございましてからいいようなものの、大きなけがをされているんですよ。口の中を何針縫うてあるか知っちゃっですか、あなたたちは。その対処ですよ、どうされるのかと。

館長さんの個別の部屋だってね、僕が願っているのは、同じ課の中で今までどおりに和気あいあいとできないですかとお尋ねしているんですよ。

ポスター問題にしても厳しく注意をしましたと。今後の対策が大事なんですよ。今後ポスターは張らせるようにするのかしないのか、厳しく注意をして張るように決めましたということであればいい。

利用状況でも責任転嫁にすぎんじゃないですか。よそにそういった施設ができたから下がった。これはいつから僕が言っているんですか。あなたたちの答弁書見てくれんですか。減らないと言っているよ。そういったことが現実的に帯びてきた。データを出してみれば幾らですか、百数十万でしょう、下がっているのは。その対策はどうされているんですかとお尋ねしている。こういう答弁さえできない幹部でどうするの、本当に。職員の方も含めて一緒になんですよ。もう少し真剣に財政が厳しいなら厳しいなりのことやっていたらいいと。

私は嫌われてもいいです。また来年、再来年とあと3年ありますので、好かんことをどんどん言うていきますよ。それが町民の幸せにつながることであれば行きます。ここで答弁したことは執行してくださいよ、町長きちとね。やっていないんだから、議員さんの質問内容が変わってきたんだから。年に4回しかないんですよ、議会が言う場所は。今からずっと小言言いますよ。指摘は。いろいろと悪口を言う人もおられるでしょう。結構ですよ、言われて。

やっぱり議会の答弁もできないようじゃどげんすつですか、執行部は。きちとやってくださいよ。町長、御指導方をお願いします。今後の対策として町長のお考えを最後にお聞きして終わりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

大変お答えが答えになっておらず、私も申しわけなく思います。私も詳細を把握する立場でございませぬが、議員のおっしゃるとおり、問題があれば直ちに対処し、できない問題であれば報告をしながら今後の対応の計画というものを示していくということが求められるんだろうと、聞いていて考えました。これは同時に私の問題でもございませぬので、教育長と協議しながら一つ一つ対処をしていきたいとお約束を申し上げます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

以上で、少し時間延長いたしましたけれども、8番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、11時25分まで休憩いたします。

午前11時9分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○6番（松田俊和君）

皆さんこんにちは。6番松田俊和です。3点質問をさせていただきます。ひとつよろしくお願いいいたします。

まず、1点目ですけれども、新規事業発案の考えはという題目でもって、内容といたしましては、平成24年度予算発案において新規事業の予定はありますかということ、町長に伺いたいと思います。

2番目、議会答弁、その後の結果は。内容といたしましては、本年3月、6月、9月の一般質問において、私の質問に対して行政側からは検討しますとか、考えますとかという答弁が結構ありました。その後の結果はどのように進行されているものかを尋ねたいと思います。

3点目におきましては、先月、米多浮立がありました。今後の町からの財政面、行政面の両方において、支援の考えはどのように今後とられるかを伺いたいと思います。

以上の3点を質問させていただきます。ひとつよろしくお願いいいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、新規事業発案の考えはという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

6番松田議員の御質問でございます新規事業発案の考えはということで、平成24年度予算発案において、新規事業の予定があるかどうかということでお答えをさせていただきます。

繰り返し申し上げますけれども、平成24年度予算編成要領が10月14日決裁後、17日に課長会にて通知、12月2日が当初予算締め切りということで、12月19日から査定が企画課、財政のほうで開始いたします。この流れで今進めておりますが、新規事業が確定しているものは、町としてはまだございませんけれども、私が新規事業の予定として、議会の了解も——議会からの御指摘もあったことで申し上げますと、先ほど申しましたように、中学校アスベスト除去事業等は予定をしたいと思っております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、町長から、今現在、新規の事業はありません、事業計画はありませんということで答弁していただきました。そこで、名指しで失礼ですが、町長と企画課長にお尋ねさせていた

だきたいのですが、今現在、上峰町がですよ、箱物は結構いっぱいでき上がっております。しかし、全国の皆様に、上峰はこういうところがありますよという何か考えといたしますか、自分で思っておられるところの場所及び行事等の関係を、発言をお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

執行部、いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

繰り返し申し上げることになり大変恐縮でございますが、6番松田議員の再度の御質問に対し、今現在、予定の新規事業というのは、先ほど申しましたものが、議会のほうでもお認めになっていただけるかなということで、この議会における発言がかなう新規事業だと思っております。

以上です。御容赦ください。

大変失礼いたしました。町内の行事について、アピールするところはどこかという御質問だと確認いたしました。私自身が今、出前町長室、今般行ってまいりまして、さまざまな意見を聞く中で、町内のイベントとして、前牟田地区の米多浮立の皆さんのさまざまな御意見をちょうだいいたしました。その中で、もちろん広く周知していくことが求められると思いますし、その意味で今後、県に保存会の皆さんと一緒に県の予算の復活をお願いに行こうということで、今、文化課のほうで調整をお願いをしているところです。

この米多浮立につきましては、先ごろから「てんりゅうくん」というマスコットが存在しますけれども、このマスコットの活用をということでも御意見をいただきましたし、そうした意味で初めて今回、町としても県にお願いしに行くわけでございますが、一つ問題となっているのが、やはり県の予算を復活する上では、町のイベントということで位置づけられていなければなかなか難しいということも聞き及んでおります。よって、保存会の皆様方からどういってお声が私に今後あるかわかりませんが、そうした保存会の皆様方の協議を踏まえながら、要望についても行っていければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

企画課長、さっき議員のほうから指定がっておりますので、答弁をお願いいたします。

○企画課長（北島 徹君）

突然、御指名をいただきましたけれども、上峰町ということでございますが、議員、間違はなく御存じだと思いますが、ちょっと御容赦願いまして、本町では、地理的には34号線、それから久留米の道路、そういう基幹道路がありますし、東脊振の高速道路に近いと、まずそういう地理的な環境があると思います。

それから、自然といたしましては、北のほうから鎮西山、それから南のほうに行きまして、よく言われます肥沃な田園地帯がつながっていると、広がっているというふうな状況がある

うかと思えます。

また、商工関係につきましては、中核工業団地、それからサティを中心とした商業地、そういうものが充実をしているということであろうと思えますし、それからあと、文化関係につきましては、山手のほうからずっと遺跡、そういうものが豊富にありますし、米多浮立、それから西宮の浮立といいますか、そういうものも今現在、地域の方々のおかげで守られていると、そういう古い部分と新しい部分が、うまいぐあいに融合しているというふうに考えております。それで、それをどういうふうに表現していくかということが、今後の課題なのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○6番（松田俊和君）

突然の質問にありがとうございました。今、町長からも企画課長からも答弁していただきましたように、上峰にはいいところはいっぱいあると思えます。ところが、ここにも先ほどから新規事業はありませんでしょうかと言ったら、今現在、何も考えておりませんと言われましたが、先般、2週間ぐらい前に、サガン鳥栖がJ1に昇格しました、素晴らしいことです。そうすると、J1というのはもう日本全国どこからでもお客さんというんですか、来客が来られてサガン鳥栖を鳥栖の球技場に見に来られます。今までのJ2の時代とは全然違う状態になると私は思います。そうすると、その来られたお客様が、上峰を通り越して吉野ヶ里町に行ったり、佐賀に行ったりされるときに、上峰に何かいいところがあれば、絶対に寄って見物かたがた、要するに商売繁盛につながると思うわけですが、そういうことを考えたときに、やっぱり何かの新規事業を一、二年先じゃなしに5年先、10年先を見込んだ状態で、事業の発案はありませんでしょうかということでの問い合わせをしているわけで、一、二年後にでき上がってくださいという意味ではありません。そういうことでの話で、先を見込んだ内容として何かありませんでしょうかということでの質問させてもらっていますもので、もう一回答弁をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

松田議員のお尋ねでございますが、サガン鳥栖のJ1の昇格のみならず、去年は九州新幹線新鳥栖駅ができました。町としても、この地域振興の観点から協議会にも入っておりますし、私どもも、上峰町の売りと申しますか、そういうものを作っていきたいということで、これは農業の振興の観点からも議員からたびたび御質問をいただいておりますけれども、今後、検討会をつくりながら、その中で、上峰町の売りというものを定めていきたいというふうに思っております。今現在も、御提案いただく回数もアイデアにつきましても多岐にわたります。その中で、この財政の状況も見ながら検討をしていきたい、そのように考えております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、J1のことについて質問いたしましたが、それに関連して、またもう一回質問させていただきますが、1週間ほど前の佐賀新聞に、町長発案で、中央公園を芝生化し、また、おたっしや館の利用度を高めるがために誘致をいたしますと新聞に載っていました。そのこの辺の進捗状況を伺いたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

これにつきましては、新聞等に読んでいただいたと思いますけれども、「誘致に意欲」ということで記載されておったと思います。私はこの間、サガン鳥栖の方々と正式な場で具体的なこの専用練習場についての協議を行ったことはございませんで、具体的な協議ができればと思っております。しかしながら、これにつきましては、その翌々日ですか、ホームタウンである鳥栖市のほうがやはり、鳥栖市での候補地を検討するというので、早々と手を挙げられましたので、サガン鳥栖としましても、鳥栖市を優先させるということでお答えをいただいておりますが、私自身は、この手を下げることなく、協議はしていただきたいということを申し上げていきたいと思っております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、協議を今後とも引き続き進めていくと答弁していただきましたが、私から言わせていただければ、やっぱり審議の内容は、上峰の要するに未来の像として、最高にすばらしき像、要するに上峰のグラウンドでもってJ1の練習場として与えてあれば、そこにはお客さんも来られます。商売でもって物も買っていただきます。おたっしや館もまた、食堂関係を改善すると検討されているように新聞に載っていましたが、そういうのを考えれば上峰の人口もふえてくると思うんですよ。一つの何かの事業というんですか、立案をぴしっとすれば、やっぱりそのこの辺が今現在、私から言ってまことに申しわけありませんが、何も行事的な面と申しますか、事業的な面が進歩した事業は、財政難と言われればそれまでですけれども、努力という努力は事業として考えていかなければならないと思うんですよ。金がないから、金がないからばかり答弁でいつも私には答えてもらっていますが、そういうことじゃなくて、やっぱり何年後にはこういうことを計画するがために財蓄をしていきますよとかという、そういうふうな面を考えてもらいたいと思いますが、もう一遍そのこの辺の実情を、何回も言って申しわけありませんが、答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

一般論で申しますと、議員がおっしゃるようにやはりこの上峰町を活性化していくための方法として、そういう目標を立てて、その目標に向かってみんなで力を出し合っていくということが必要だと思いますが、このサガン鳥栖の件に関しましては、相手様のあることで、私どもが求めても、求めに応じていただけない場合もあるという中で、意欲を燃やしている

ということで理解していただければと思います。

○6番（松田俊和君）

サガン鳥栖の件に関しては以上で終わりますが、町としての事業の発案の内容としまして、私は、今回議場において質問を大分させていただいて、検討しますで終わっている内容の中で、2点追加で——追加といいますか、再質問をお願いしたいのですけれども。

1点目は、学校の中央公園と今言いましたけれども、校庭の芝生化。教育長は、検討し、周りを見てどうするか検討しますと、生涯学習課の課長もそういうふうな返答をいただいております。その後の結果、要するに周りをどれくらい見てこられて、どのようにされるかを伺いたいということ。

もう1点、2点目は、町長にお願いしておったのですけれども、役場の東側の切通の交差点から江越までの県道、その両端に桜並木を置いたらどうでしょうかという話をしましたら、国道交通省ですか、そこにみどりの基金というのですか、それがあからそれを検討して、どうするかまた——返事しますまでは言ってもらっていませんが、そういうふうな答えをもらっています。その後の結果はどういうふうに進行しているものか2点を伺います。

○教育長（吉田 茂君）

初めに私のほうから、学校の芝生化のことにつきましてお答えさせていただきます。

この分につきましては、吉野ヶ里町の三田川小学校を参考にさせていただいておりますが、現在のところ、若干管理に非常にてこずっている面があるという向こう側の見解も聞き及びましたので、今のところ進捗いたしておりません。申しわけないことです。

○振興課長（江崎文男君）

松田議員の質問の中で、坊所城島線沿いの、当時は多分、桜並木ということでの質疑だったと思いますけれども、これにつきましては、今の坊所城島線の、要するに道路敷での植樹帯というのは、道路構造令では無理です。そうすることによって、その部分の用地買収をですね、やっぱり両サイドに用地買収をして、そしてその桜の木を植えるような形になります。要は、道路敷の中にどういうふうな木を植えるかによって、その道路敷の幅が決まってくるので、皆様方御存じのとおり、桜につきましては、20年、30年につきましては物すごく繁茂して枝葉がついてくる植物でありますので、これにつきましては、その道路敷を確保するというのは、非常に困難なことだと思っております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

両方から私の立案に対しては、無理ということではなされました。それはそれで結構ですが、私が先ほどから言っているとおり、サガン鳥栖がJ1になってお客様が全国から来られたときに、上峰としての米多浮立の話が出ましたが、それだけの無形文化財的なものじゃなくて、有形的なものを何か一つ上峰町として、ここに来たらばすばらしいところがありますよと。

実際はあそこの、何というんですか、山のほうのキャンプ場がありました。今現在はもうキャンプ場の格好を見てもらえばわかるように、簡単に見るようなところではありません。そういうふうな実情で、上峰にいかにか人を呼ぶかというその呼ぶ手段をですよ、無理とか、無形的なところを指示されるのではなくて、有形的なものを事業の計画として発案をお願いしたいのですけれども、最後に聞きますが、何もありませんでしょうか。そこをもう一回聞きます。

○町長（武廣勇平君）

6番松田議員のお尋ねですが、観光、地域振興に関して造詣のある方が町外に数人いらっしゃいまして、その方とお話をする中で1つ大切なことを学びました。それは、地域の振興には今既にあるものに磨きをかけ、育てていくことが一番大切だと。そうしなければ、どの観光振興も成功しないという話を聞きました。その方は、地域に入られて、そうした眠っているような観光資源に磨きをかけながら、かつストーリーを加えながら、また昔の伝統というものを再度加えながら育てていく方でありました。私自身も、そういう形での地域振興と、観光資源の発掘で観光を育てていきたいというふうに思っているところですので、議員のお住まいの前牟田地区の米多浮立は、本当に長らく地域に愛され、地域の方の大切なきずなの中心だと思っておりますので、今後、佐賀県にも要望に参りますが、佐賀県としても対応の方法というものに苦慮されているそうでございますので、佐賀県がお認めになる形が整えられればなというふうに思っております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

第1項に対する質問はこれで終わりますが、最後にですが、今町長からも答弁していただきましたように、上峰の繁栄をするがためには、お客さんがいかに来るか、住民がふえるか、税金がふえるか、そこら辺が一番基本だと思います。そこら辺を考えたときにおいて、人をいかに集めるかがですね、上峰に来てもらうかが一番重点的な問題じゃなかろうかと私は思うわけですよ。だから、先ほどから何遍も言いますが、発展した事業の考えをもって今後進めていただきたいと思っております。第1項目めは以上で終わります。

次のほうの質問をよろしくお願ひします。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

議会答弁、その後の結果について執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様こんにちは。一般質問の通告書では、本年度議会時の一般質問に対してとありましたので、松田議員さんの今年度、つまりは6月、9月議会の一般質問につきまして、ひもときましたところ、6月議会におきまして御質問をいただいております。

まず、災害時の伝達手段である防災無線の整備につきましては、昨日、橋本議員さんの御質問にお答えしたところでございますが、再度申し上げます。

原課といたしましては、平成24年度に基本調査を行いまして、平成25年度に防衛省へ補助事業の要望をして、採択を受けまして、平成26年度から平成27年度の2カ年で設計、施行を行っていくことで見積もっております。

次に、ハザードマップの件でございますが、議員から御指摘いただいた後に、A2版で作成して残っておりましたそのA2版のハザードマップを各区長様に配付いたしまして、公民館または、掲示板に掲示していただくようにいたしております。

また、このハザードマップの改訂につきましては、6月議会で御説明をしましたように、東北地方大震災の後、国交省の筑後川河川事務所や武雄事務所を中心といたしまして、各河川及び有明海流域について精査されておりますので、その成果が上がってからということになります。よって、平成25年度ごろに本町のマップの改訂を行うことになろうと思っております。

最後に、自主防災組織の件でございますが、区長様方と民生委員様方を対象に、自主防災組織について研修会を実施し、11月20日には、八女市立花町の自主防災組織の訓練状況の視察を行っております。区長さんや民生委員さん方は、非常に関心を持っていただいておりますので、来年度には設立される区もあると感じている次第でございます。

また、松田議員様におかれましても、地元区長様をバックアップいただきまして自主防災組織の普及に御尽力賜れば大変ありがたいものと思っております。

以上でございます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

私のほうから6月の議会のほうで答弁しました、健康福祉課と生涯学習課の協働についてということで、答弁をいたします。

健康福祉課としましては、特定健診の集団健診、この部分の結果説明会を8月2日火曜日から6日の土曜日にかけて、5日間、町民センターのほうで行いまして、その折に383名の方が来られましたけれども、そのときに、教育委員会の生涯学習課のほうでやっておられますふれあい友遊かみみねのチラシを配布いたしまして、受診者の方に健康づくりのための参加を勧奨してまいりました。

以上で答弁を終わりたいと思います。

○生涯学習課長（川原源弘君）

先ほどの健康福祉課長に引き続きまして、要するに特定健診の対象者についての総合型スポーツクラブへのお誘いという形でその効果等について説明、啓蒙してもらった受診者に対して、受け入れ側としての生涯学習課としては、地域型スポーツクラブの内容充実という形で新年度においても、拡充していきたいというふうに記しております。

次に、9月議会での県体強化費用について、財政状況での判断という形でのお答えをしていたんですけれども、新年度の予算編成要領についても、任意団体、補助金などについては、10%程度の増額への考慮という事項もございますので、その事項を踏まえて基本としては、その方向性という形で考えを持ち合わせているところでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、川原課長から答弁いただきました中で、健康福祉課の課長も答弁していただきましたが、その中で河原課長が6月度において答弁していただいた中で、メタボリックシンドローム予防へ向けて、メニュー関係を図って考えて健康増進のために頑張りますと言われました。この予防へ向かってメニュー関係を図るといふそのメニュー関係をもう一回教えてください。

○生涯学習課長（川原源弘君）

メタボリックシンドロームにつきましてのメニューということでございますけれども、議員への答弁を踏まえて、私も直接この総合型地域スポーツクラブというものに参加して、もうはや幾月かたっているんですけれども、私の腹囲が85ぐらいあったんですけれども、現在では80ぐらいに落ちていたというのを自分で体感しております。それにつきまして、いろんなこの総合型地域スポーツクラブというのは、現在6種目、7種目ぐらいの種目がございすけれども、それを週を追って体験することによって、メタボへの改善になるという形で判断しております。

また、先ほど申しましたように、来年度、新年度に向けても新たなメニューという形を検討しておりますので、特定健診でのメタボ対応——必要性の方々については、これの拡充をしていきたいという形でお客様への整備、充実をしていければ幸いかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ただいま6番議員の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

休憩前は6番議員の第2番目の質問で答弁まで終わっておりましたので、議員質問から再開をいたします。

○6番（松田俊和君）

質問させていただきます。

2番目の項目の質問の内容の一番最後になりますが、ひとつよろしくお願ひいたします。

今までずっと午前中ですけれども、「検討します」、「考えます」についての答弁をいただきました。吉富議員も言われましたが、私もあと3年ありまして、あと13回は質問させていただける状態にあります。その間ずっと今の「考えます」、「考慮します」、その辺に関して、またずっと質問していきますもので、ひとつよろしく進歩があるような答弁をお願いして、私のこの2問目の質問を終わります。3問目をよろしくお願ひします。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

米多浮立に対する町の支援はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

6番松田俊和議員の米多浮立に対する町の支援は、今後の町からの財政面、行政面における考えはということで質問が上がっておりますので、お答えを申し上げさせていただきたいと思ひます。

佐賀県重要無形民俗文化財米多浮立は、昭和47年3月に指定されておりますが、御承知のとおり、本町を代表する民俗芸能であります。町としましても、地域、ひいては町全体の活性化へ向けた貴重な文化財、文化資源であると認識しております。このようなことから、町ではこれまで保存会の活動に浮立の奉納等に係る経費面での補助を行うとともに、機会あるごとに米多浮立のPRに努めてまいりました。

財政面での支援ということでございますが、今後の支援ということですが、まず財政面の支援につきまして、皆様御承知のとおり、本年は奉納年であり、練習から奉納までの米多浮立保存会の活動に対し184千円の補助を行っております。しかし、経費の面では現状では必ずしも充足できる状況ではないと認識しております。今後も財政の状況が許す範囲で、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えています。

町の補助金の実績につきましては、お手元に資料をお配りさせていただいておりますので、御参照いただきたいと思っております。

平成23年は増加しているということで確認していただければと思っておりますが、行政面での支援ということについて申し上げますと、町の補助金とは別に県より県指定文化財の維持管理委託ということで、当初120千円、平成10年度から122,330円の委託金が毎年保存会へ支払われており、浮立の保存継承活動に支出されてきましたが、県の財政状況によって、平成20年で打ち切りとなっております。この委託金につきましては、先ほどの出前町長室初め

さまざまな機会におきまして、皆様より復活を望む声をいただいております。町としましても、この委託金の復活に向け、保存会または地元の皆様と連携をとりながら、県に要望を行っていきたくと考えておるところでございます。

また、このことにつきましては、県指定文化財という全県下の問題でもございますので、委託金復活に向けて働きかけを行っていきたくというふうに思っております。

今、県と保存会との協議の日程調整を行っておりますので、具体的なところは担当課長から説明をいたします。

以上です。

○文化課長（原田大介君）

皆さんこんにちは。それでは私のほうから、県への要望ということで、現在、町長の指示を受けまして県の文化課のほうと年内に一度要望を行いたいということで、県のほうには連絡をとっているところでございます。現在、日程の調整中でございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、町長から県への要望を今後強く求めていきたいということでの話でしたが、実際、先ほど町長からも言われましたとおり、本年度の上峰町からの助成金は184千円でございます。これは奉納時の数字であって、奉納でない年のときは105千円でございます。実際、米多地区に関する会計報告書がなされまして、そのときにおける会計のボランティアの方の費用は含まない状態での数字で約1,000千円かかっております。小さい数字千円台で出ていますが、約1,000千円かかっております。1回の奉納時において、そのときには要するに立ち会いの練習時における立会人の方とかなんとかの費用は一切含まれておりません。そういうことで、1,000千円かかっておる状態で米多地区の約330戸ぐらいありますが、それでもって賄っている現状でございます。

やっぱり、先ほどから何遍も言われましたが、佐賀県の重要無形民俗文化財米多浮立という佐賀県の名称とともに、上峰町の有名なところは米多浮立がありますと何遍も言われておるにもかかわらず、助成金は奉納時で184千円しかありません。あとは、要するに地区民の方の集めた金で奉納している現在です。やっぱりここの辺の状態を考えたときに、上峰町として、この184千円という数字が多いか少ないかの判断をもって、もう一回答弁をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

6番松田俊和議員の御質問でございますが、これは前の議会でもお答えしたとおり多くはないということでお答えしたと思います。

県の無形の指定文化財ということでありながら、県の補助金がカットされているということも私は保存会の皆さんがおっしゃるように、おかしいんじゃないかという意見を持ってお

りまして、その旨を伝えに県との協議に入っていきたいと思っております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

もう一回確認いたしますが、県のほうに補助金を申請しに行かれるのは非常に喜ばしいことでございます。それで、今度は上峰町の町としての補助金の数字184千円をやっぱり1,000千円ぐらい歳出が出ていますもので半分を見て、せめて500千円は、要するに24年度の助成金として予算を組んでもらうようお願いしたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

これは6番松田議員の再度のお尋ねですが、出前町長室で申しましたように、まず補助金については保存会の皆様と協議をしに行くということで、確認、共通理解をいたしております。

町としての補助をとということを今申されました。これについても保存会との協議が県との協議のなされた後でなければならないと私は思っております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

町の予算に関しては、県との検討会の後でもって再確認をするということでの返答で私は受け取りましたもので、よろしく願いいたします。

次に、ちょっと内容が変わりますが、上峰町として私が1問目の事業のことにしても大分質問しましたが、やっぱり米多浮立の浮立というのは上峰町としても重要な無形の文化財になっております。

そこで、また私の提案で、この前の議会のときにも少し言ったことありますが、上峰町としてのマスコット、これを今現在、天衝舞の頭の上に乗っている分の絵——絵といったら失礼ですけど、壁絵が上峰町の玄関入ったすぐ右側にもあります。町民センターのカーテンも米多浮立のマークです。そして一番大きい、私が言わんとするところは、高速道路ですね。ちょうど塚原のところの辺になりますが、天衝舞の上峰町としてのマークが掲示されています。やっぱりそういうふうに重要拠点の場所にはこの米多浮立のマークが掲示されております関係で、上峰町のマスコットとして決定していただけるような努力はあられませんか。

○町長（武廣勇平君）

6番松田議員のお尋ねですが、これは先ほど来申しておりますように、町としてのキャラクターということで、この米多浮立の扱いを町のお祭りとして扱うものかということは、私はその希望を持っておりますけれども、これは地元の皆様方のコンセンサスをまずつくっていただかなければいけないというふうに考えているところです。

以上です。

○6番（松田俊和君）

そしたら、地元のコンセンサスがとれたらば了解はしていただけるということで、私の思いを思わせてもらってよろしいわけでしょうか。よろしいですかね。

○町長（武廣勇平君）

繰り返し申しますけれども、私としてはこれを保存会の皆様方にも町のお祭りとして位置づけられないかということをお話したことがございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

次に、質問を変えますが、私は前回の議会、9月度において、この浮立の質問をさせていただきました。そのときにおいて4名の方から答弁をいただいて、名前を言って失礼ですが、教育長、小野教育課長、原田課長、武廣町長、4名の方から答弁をいただいております。その中で、どの方も永代まで続いて残していきたいとか、許す範囲に援助をしますとか、町長に当たってはもうすぐ予算の選定でしょうが、当初予算を裁定するに当たり熟慮しますと言われております。そういうふうに熟慮しますと言われておられるにもかかわらず、佐賀県等のどうのとかと言われても、ちょっと困りますもので、先ほど私は500千円という数字を上げましたが、この辺の考え、まことに申しわけありませんが、4名の方の答弁をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

松田議員の御質問になかなかはっきりとお答えできない一つの理由が、先ほど申しましたように、地区のイベントというものは町内に数多くございまして、その中で米多浮立の取り扱いを保存会の皆様方、地区の皆様方がどう位置づけるかというところが、1つネックになっているんじゃないかと思うところでもございます。

以上です。

○文化課長（原田大介君）

松田議員さんの補助金の増額ということですが、現在、米多浮立、皆さん御承知のとおり、2年に1回奉納されております。先ほど来申し上げておりますが、奉納年に当初は250千円、非奉納年に150千円、合計で400千円の補助を行ってきておりました。ところが、財政の逼迫する状況の中で、現在は奉納年に175千円、非奉納年に105千円、本年度から、それに0.5%プラスされまして184千円、本年は補助をしております。来年このままでいきますと、非奉納年に当たりますので、105千円の0.5%アップということになりますと、110,250円という数字が出てまいります。この2年分を非奉納年には補助をしないという考え方でいきますと、奉納する年に400千円ぐらいの予算をつけることが可能ではないかと、個人的には思っている次第でございます。

以上です。

○教育課長（小野清人君）

9月定例会において、松田議員から米多浮立の件について教育課長はどういうふうにかえるかという御質問がございました。9月定例会で申し述べたとおりでございまして、変わりはありません。小・中学校校長のほうにも伝えをいたしまして、極力当該地区の方々、生徒・児童については協力をいただけるように、これからも協力してまいりたいと思っております。

以上です。

○教育長（吉田 茂君）

前に述べられたお三方と同意見でございますけど、中学校では総合学習の中で、地区の方たちにいろいろ御指導をいただいています。かつ文化祭があるごとに自分たちの学習状況を発表しております。また、ことしは奉納年でもありましたので、生徒たちも実際に現場を拝見することができて非常に感動的だったという発表をしてくれていました。私も努めて町の保存会の皆様の御意向に従うように御協力していきたいと、そう思います。

以上です。

○6番（松田俊和君）

ひとつよろしく願いいたします。

内容が少し変わりますが、今回の町長の行政報告の中で、振興課の課長が米多浮立の開催日に新鳥栖駅にビデオを持っていってお客様に見てもらって、感動を得ましたとありました。その辺の内容をもしよければ教えてください。

○振興課長（江崎文男君）

一応その催し物につきましては、先般、新幹線の開通ということで3月11日、例の東日本大震災の折に開通したんですけれども、そういうふうな事情で当時その開通の式典という中で催されていた祭りごとがそのとき中止になりましたので、その代替という形で鳥栖が主催して、新鳥栖駅の前で催した祭りでございます。その中で各町村に呼びかけをされて、上峰町においてもぜひ参加をさせていただきますということで、テントの1ブースを確保していただいて、そこには先ほど言いましたPRということで、米多浮立のビデオを持ち込んで、テレビで流しながらPRをしてきたものでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

ちょっと今から苦言になりますが、御了承を前もって言っておきます。

今ほど、江崎振興課長がわざわざ鳥栖まで行って、上峰町の米多浮立のビデオを要するに観覧できるように準備をして、米多浮立を宣伝しに行ってもらっているわけです。そこはそれですばらしいことでまことに結構なことではございますが、今から言う内容として、この日、11月22、23日ですけれども、2日間奉納がありました。こういうことを言って失礼ですが、

私の目の前におられる管理職の方、町長、教育長を初めとして13名おられます。私が確認した内容で、町長と教育長は確認しております。あとの13名のうちの4人が来られていましたもので、9名の方、2日間ありましたが、全然参加もしてもらっておりません。町長はこういうふうに振興課を中心にPRに熱中されて、頑張っておられるにもかかわらず、ここにいらっしゃる行政の皆様、残り9人の方はびくとも——びくともと言ったら失礼ですけども、全然顔も出してもらえませんでした。

そういうふうな現状で、上峰町の町のすばらしき奉納であって、すばらしき町としても結構な行事でございますと町長も言われておるにもかかわらず、行政側の方は町長、教育長、あと2人の課長さんの4名来られて、あとの9名の方は先ほどから言いましたとおり、全然見向きもされていません。そういうふうなところも考えているんですか。立場としてどういふふうに思われていますでしょうか。町長の答弁をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

松田議員の御質問ですが、これは担当課長が行くべきものだと思います。私と教育長が出席できなかったのが本当に申しわけなく思います。

先ほど来申し上げておりますように、この米多浮立の取り扱いをどのように考えるかというところにすべて発露するのではなかろうかと思っております。今後、保存会の皆様と協議する中で、私も公務が入っておったと思いますけれども、大変申しわけなく思っております。

失礼します。

○6番（松田俊和君）

今、町長の答弁として、私は地元との協議の結果で催しておるものだから4人しか来られなかったというふうな話をちょっと伺いましたが、私としては行政側の管理職の方は上峰町におられるならば、上峰町の無形文化財に指定された奉納をしているわけですよ。それは行くの行かんのは勝手と言われるかも知れませんが、こういうふうに地区としては頑張っているのに、やっぱり行政の長としておられる方が見向きもされなくて、私は町の行政の長ですよと言われる立場にありますかということ伺っているわけですよ。もう一回お願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

大変申しわけなく思います。米多浮立の取り扱いがどうであれ、これにどの課が対応して、参加すべきかということには影響ないということです。済みません、先ほどの私の答弁を訂正させていただきたいと思っておりますけれども、町としては振興課の中の産業商工係のほうで対応すべき話だと思っております。その場に課長しかいなかったということがむしろ問題で、私自身が参加できなかったことを反省しております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

この浮立に関しては、私も先ほどから何遍も言っていますが、上峰町としての誉れ高き行事なわけですよ。先ほどから事業の内容として私も何遍も言いますが、米多浮立を繁栄させてくださいと。そうすると、地元の了解を得ていないから、町としては答弁ができませんというふうな答えをもらいますが、やっぱり町として地元の考えもそれは十分なからんといかんとおもいますが、町としてもこういうふうに支援をしていますよというところの支援が、先ほどから言うように184千円しかありません。そういうところをもっと町として考えてもらい、先ほど北島課長も言われていましたが、米多浮立は上峰町としては大切な行事であるから大切にしますとまで言ってもらって、あげくの果てには地元との協議が重要であってという、もっと前の段階の上峰町としてその辺の考えをもっと持ってもらいたいですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

職員初め皆さん前牟田地区の米多浮立につきましては、町の宝だと思っておることはもうそ偽りないことだと思います。この平行した議論を前向きに進めていくためには、ぜひとも地元の皆さんとの交通整理に私も努力しますので、議員もお力をおかしたく存じます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

最後の質問になりますが、先ほどの町長の言葉を肝に銘じて進歩するようにいたします。というのを今回のことしの浮立が最後ではありません。2年越しに、今から何年先も奉納を行われます。もう2年後と言っても、すぐ来ます。やっぱりその辺を考えて、今後ともずっと続きますもので、その辺の支援のほどを強力によろしくお願いしますということで、この質問を終わります。

以上です。

○議長（大川隆城君）

以上で6番議員の質問が終わりました。

次に進みます。

○7番（岡 光廣君）

皆さんこんにちは。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。質問事項として4項目上げておりますので、よろしくお願いいたします。

では、1点目、道路環境施設の整備についてということで、1つ、防犯・安全対策として防犯灯の設置及びカーブミラー等調査後の対応はどのようにされているか、お伺いしたいと思います。2番目に、町道敷地内に設置された電柱及び標識等の移設に関して対応状況はどうかということでお尋ねしてまいりたいと思います。

2番目に、上峰町総合計画についてということで進捗状況をお尋ねしたいと思います。1

点目に、進捗状況をお伺いいたします。2点目に、今後の計画についてよろしくお伺いしたいと思います。

それから、3点目、企業誘致の促進状況についてということで、1点目に取り組みの現状と進展状況についてお伺いいたします。2番目に、企業誘致に対するための環境整備計画についてお伺いしたいと思います。3点目、町民の企業支援の考え、取り組みはということで、町長がマニフェストの中に掲げられておりますので、この辺についてお伺いしたいと思います。

4点目、町村合併について。1つ、方向性について、2つ目に今後のスケジュール等についてお伺いしたいと思いますので、よろしく回答のほどをお願い申し上げます。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、道路環境施設の整備についての質問の中で、まず第1番目、防犯・安全対策としての防犯灯設置及びカーブミラー等の設置について執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから1番の道路環境施設の整備について、その①につきまして御答弁を申し上げます。

今年度、カーブミラーにつきましては、JAのほうから9基寄附をいただきまして、町費の5基と合わせますと14基設置することができました。地区からの御要望に多少はこたえることができたと思っております。

また、防犯灯につきましては、今年度1基設置をいたしております。

交通安全対策面では、交通指導員及び交通安全協会役員さん方と11月17日に危険箇所の点検を実施しておりまして、来年度に向けたカーブミラー設置等の対応を検討いたしております。

防犯灯につきましても、さきの中学校模擬議会におきまして要望がありました箇所につきましては、既に中学校の教頭先生からその場所につきましてお聞きしておりますので、地区からの要望とあわせまして、来年度予算要求していくように検討をしているところでございます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

回答ありがとうございます。

一応この点について再度お伺いしたいと思いますが、行政報告の中に一応町内の危険箇所点検実施結果ということで載っておりましたけれども、その中で今、課長のほうから来年度の検討の一つの資料ということで調査をされたというふうに思いますけれども、要するにどういう点が出てきたか、その辺を内容的にわかれば知らせていただきたいというふう

に思います。

○総務課長（池田豪文君）

まずは、地区等から御要望があっている箇所につきまして、現地踏査をいたしまして、そしてどういう対処の仕方があるかというところの検討したところでございます。

例えば一例を申し上げますと、もう郡境地区からは県道に今ありますところの横断歩道について移設の要望がっておりますが、この件につきましては現地を踏査したと。

それと、あと吉野ヶ里温泉の東側の南北の道、あの道について速度制限の規制につきまして要望が上がっておりますので、警察署のほうにその要望を上げていたんですが、その案件はなじまないということを申されましたので、じゃ、どういう対処の方法があるかと、そういったことにつきまして検討をいたしております。

あと、大字江迎とか前牟田地区につきましては、交差点の区画表示線が消えておりますので、そういったところの復元をやっていくと、そういった対処の仕方を検討したところでございます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

一応今回の調査の分については余り出てきていないようでございますけれども、特にこういうふうな安全施設については、基本的には交通安全指導員さん、協会の役員とその執行部のどちらのほう携わっておられたか、私は知りませんが、やはり道路関係とか何かに関係するとも、一応同行してやっぱり見てもらうということも必要じゃないかというふうに思いますので、今後、そういう点も十分に検討して進めていただきたいということを要望しておきます。

それで、一応南部地区についてのいろんな要望等が出てきておりませんが、昨日、同僚議員のほうからも質問等がございましたけれども、そういう箇所については今回チェックされなかったかどうかということをお伺いしたいというふうに思います。

というのは、坊所の交差点の問題が一応出ておったわけですが、要するに坊所と、それから坊所新村に行く道路の、それと神埼北茂安線の交差点、この場合が非常に事故が多いということで、同僚議員の中でも言われておりましたけれども、現在、この箇所についてはカーブミラーが南側の西側だけしかついていないわけですね。それで、要するにこのカーブミラーについては、要するに割と西側と東側の見通しがいいわけですよ。それで、北側のほうがやはり南から小学校のほうに向かっていくほうが、歩道が高くて信号のポールもありましたけれども、非常に停止位置から見にくいということで、南のほうももちろん必要ですけど、南よりも要するに北側から東西を見るほうが非常に危険性を感じるという点もありますので、この点も一応今後の検討ということで検討していただければ結構というふうに思いますので、その辺、今後はよろしく願い申し上げます。

そういうことで、カーブミラーの設置については、今後、一応24年度の予算関係も要するにいろいろ組まれていくというふうに思いますけれども、幸いにして23年度はJAからの御寄附ということで、非常に多くの安全施設を設置されたということは非常にいいことであったというふうに思いますので、今後、どのような安全対策について進めていかれるか、再度確認をいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○総務課長（池田豪文君）

点検を行うに当たりましては、町のほうから総務課員と、それと振興課からも同行いただきまして現場調査をいたしております。

それと、あと議員御指摘の変形五差路の場所ですかね。その場所は確認をさせていただいております。ただ、なかなかそこに対処する方法がないものですから、点検をした場合におきましては、ちょっと結論は出ていない状況でございます。

それと、あと下坊所南の信号のところ、あそここのところの現地は行っております。ただ、そのときの見解は、押しボタンが自転車そのまま押しボタンできなくて、ちょっと歩いて上のほうに上らなきゃいけないというふうな、そういう指摘がありまして、その部分を見たところでございますので、またほかの指摘事項につきましては総務課のほうでも現地を踏査させて確認をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○7番（岡 光廣君）

それでは、1番の項につきましては最後といたしますので、回答のほうをよろしく申し上げたいと思います。

安全施設の面につきまして、一つ防犯灯の設置とミラーの設置、両方兼ねておりますけれども現在、要するに神埼北茂安線に沿って、南から坊所城島線から来る車の通行が、迂回路として加茂交差点を通らずに、今、江島保陰屋さんがありますけれども、あれから西のほうに行く車、これが非常に時間帯で人が多くなってきております。

それと、要するに坊所新村のほうに行く町道ですけれども、あそこに制水門、ポンプ室、分水口ということで、3つある関係上、西のほうに行く場合の右側の見通しが非常につきにくいということでもあります。そういうことで、この件についても十分検討をまず要望としてお願い申し上げておきたいというふうに思います。

それと防犯灯、安全灯ですけれども、要するに交差点から坊所新村の小柳さん宅ですか、あの間が要するに防犯灯がちょっと1個もないわけですね。そういうことで、要するに非常に中央公園に行き来する人とかなんとか非常に多いということと、冬場になると学生の帰り、あそこを歩いて帰られる方が、農道を通って帰られる方も実はおられるわけです。そういうことで安全面を考えて防犯灯の設置の検討をお願いしておきたいと思いますけれども、今後どのようにお考えか、その辺だけお伺いしておきたいというふうに思います。よろしく願

します。

○総務課長（池田豪文君）

まず、防犯灯の件でございますが、下坊所南交差点から東前牟田、そして坊所新村のほうに行きます路線沿いにつきましては検討させていただいております。それとあと、今御指摘のカーブミラーにつきましては、現地踏査をした上で検討させていただきたいと思っております。また、予算が獲得できました暁には予算特別委員会でもよろしくお願ひしたいと思っておりますので、お願ひいたします。

失礼いたします。

○7番（岡 光廣君）

ありがとうございます。もうこの件につきましては、私も危険箇所ということで、上峰町全域の80%ぐらい実は踏査して、私なりに確認したわけですけれども、この箇所については非常に危険な箇所というふうに認識しておりますので、今後とも御配慮のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

それでは、次の2番のほうに入らせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大川隆城君）

それでは、第2番目の町道敷地内に設置された電柱及び標識等の移設に関する対応について執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

今御指摘の件につきましては、手塚鉄工所さんの西側に当たります町道沿いに電柱が建てられたものでございますが、この電柱の移設につきましては振興課のほうに協議はなされておったようでございますが、総務課のほうにNTTの工事をするに当たりまして、協議がなかったものですから、NTT柱を移動されましたことによりまして、カーブミラーの視界が悪くなったと、そういうふうな状況でございましたので、NTTに連絡いたしまして、その視界が遮られたことについて善処されるように申し入れをしたところでございます。

その後、12月7日に現地の立ち合いを行いまして、先方の費用でもってカーブミラーを移設されることとなりました。ただ、支柱まで移設するというと、視界を確保する場所的なのがございませんでしたので、電柱にカーブミラーを設置すると、そういう方法をとらせていただいたところでございます。

それで、北からの通行についての視界は保てるようになったわけでございますが、運悪く公安委員会の道路標識がありまして、それについてカーブミラーの視界の中に入ると、そういう状況でございますので、先般、鳥栖警察署からもお越しいただきまして、道路標識の移設について協議させていただいたところでございます。

それで、その費用につきましても、NTT側のほうで、原因者負担で移設をしていただくようにしておりますので、この件については工事完了するまでしばらくお待ちいただくこと

になります。

以上でございます。

○7番（岡 光廣君）

この移設に関していろいろ手続していただきましたこと、ありがとうございます。一応めど的には、今現在、電気工事の配線及びN T T関係が配線の接続が先週ですべて終了しているわけですが、一応めどがわかれば申し述べていただきますけれども、めどがはっきりとしていなければ早急な対応は再度よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○総務課長（池田豪文君）

カーブミラーを電柱に移設いただきましたのは先週でございますが、公安委員会指定の標識についてのポールが視界に入るといのがわかりましたのが昨日でございますので、鳥栖警察署の交通課の山本様と、あと西部電気工業、これはN T Tの下請でございますが、その稲垣様に現地を確認していただきまして、そして移設をするということになりましたものですから、まだ何日ということはわかっておりませんので、この件につきましては近々に西部電気さんのほうにもお伺いして、そして早目に対応していただくようにしていきたいと思えます。

以上です。

○振興課長（江崎文男君）

先ほども総務課長のほうから答弁申し上げましたように、電柱移転につきましては町道敷ということで振興課の建設係のほうに申請がこの場所についても出ております。そういう中で、うちといたしましては電柱移転をする中で民地隣接につきましては民地の方の同意をとるといということで、その同意書にかわる理由書をつけて申請をさせているところでございます。

ただ、町道、このようなところの隣接者がいないところについては、そのような理由等もありませんので、そのままうちが申請を受け付けて許可ということにしております。しかしながら、このような二重的に手間がないように、今後は申請をされたときに移設場所の確認等を九電、N T Tと現地を確認して対処していきたいと思えます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

上峰町総合計画について、まず最初に進捗状況について執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

質問事項2の上峰町総合計画について、質問要旨の1番、進捗状況はということで岡議員のほうから御質問をいただいております。まず、これまでの経過を御報告いたしたいというふうに思えます。

4月に総合計画策定業務に関する企画提案書というものを募集いたしまして、これにつきましては本町及び近隣町で実績がございますという研究機関、業者、4業者のほうを選定して募集をいたしております。5月に企画提案書が3業者のほうから提出をされまして、この3業者によりますプレゼンテーションを実施し、全課長をメンバーとする審査委員会で審査をいたしまして、契約相手方としての候補者を株式会社ぎょうせいというふうに決定をいたしております。6月になりまして、総合計画策定業務委託契約を正式に株式会社ぎょうせいと締結をいたしております。

6月の下旬、各課へ総合計画の策定シートということで、全体提案シートということで本庁の全体的な提案、本庁の方向性というものの提案をしていただくためのシートですが、それと分野別提案シートとしまして、各課の本来業務を行っている部分についての提案シート、この作成を各課に依頼をいたしております。

6月下旬から7月下旬にかけて、町民へのアンケート調査の実施ということで、調査対象を2,000、調査方法を郵送法ということで行っております。7月下旬、全体それから分野別提案シートに基づきます各課ヒアリング、町長インタビュー、それから現地調査の実施というものを行っております。

9月に総合計画基本構想検討原案の納品がございまして、それを受け取っております。中身につきましては、基礎調査結果報告書、住民アンケート調査結果報告書、総合計画基本構想検討原案の3点でございます。10月に入りまして、総合計画審議会委員への就任依頼を行っております。同じ10月に第1回の幹事会を開催いたしまして、この基本構想原案の内容確認を行っております。

12月7日、第1回の審議会を開催いたしまして、その審議会の場で第4次総合計画、仮称でございますが、この原案の諮問を町長のほうから審議会のほうに行っております。

以上でございます。

○7番（岡 光廣君）

ありがとうございます。この進捗状況ということで、事前の4月からの流れについて回答をしていただきましたことをありがとうございます。

それで、この幹事会等を実は報告の中では10月25日、幹事会開催、11月16日は基本計画の原案に対する検討会ということを各課で持ち寄ってチェックをされているようでありますけれども、この原案作成に至るまでにいろんな御意見等を聞かれているというふうに思いますけれども、今後の取り組む方向性として、町長さんのほうが出前町長室を9月26日から11月2日まで、一応実は各地区回って開催されましたけれども、その席上でこの総合計画に対する御意見等がもしいろんな考えが出ておりましたら、町長のほうからお答えをお願い申し上げたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

7番岡光廣議員のお尋ねでございますが、出前町長室での要望というものは各地区個別の具体的なものが多かったというふうに認識をしております。これは町民アンケート等も計画策定に当たっては実施しておりますが、その際出てきたものに道路整備の要望というものが思う以上に高かった。しかも、私が出前町長室で皆様とお話しする中でもそうしたことが要望として多くあったと思っております。

そうした皆さんの御意見を今策定しております基本構想に反映させていきたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

町長のほうからの御回答で、この総合計画に関連することで道路整備という御意見が一番多かったように言われております。それで、ここに掲げております進捗状況については先ほど企画課長の答弁で内容的にわかりましたので、2番目の今後の計画のほうに行っていただきたいというふうに思います。

○議長（大川隆城君）

それでは、第2番目の今後の計画について執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

同じ質問内容で今後の計画についてということでございますが、お手元のほうに資料をお届けしているというふうに思います。まず、この資料によりまして、読み上げながら御説明とさせていただきますと思います。

まず、今後の計画でございまして、その中で審議会の開催というものがございます。先ほど申し上げましたように、1回目を12月7日に開催をいたしておりまして、今度、同じ年内、12月押し迫ってからはございますが、27日の午後に、ここでは時間等書いておりませんが、12月27日午後に第2回の審議会を開催いたしまして、この中で1回目にお配りしました原案について、各委員さん方からの御意見を賜りながら、その原案を審議していただきたいというふうに考えております。

それから、24年の1月、年明けました1月に第3回の審議会ということで、ここにつきましては、基本構想に加えまして、基本計画の審議に入りたいというふうに考えております。

それから、24年の2月に第4回の審議会、同じく24年の3月に第5回の審議会というふうに計画表、資料には上げております。ただ、今こちらのほうで考えておりますのは一番遅くともということでこの計画表はごらんいただきたいというふうに思っております。12月の2回目の審議会で審議委員さんたちの御意見等を賜りながらこの日程ももちろん決まっておりますけれども、できましたらば、その3回、4回、5回、それをこの3回につきましては、できましたらなるだけ早いうちに十分な審議をしていただきながら、2月の下旬、もしくは遅くとも3月上旬ぐらいには一定のめどをつけていただけたらということで御相談

をしたいというふうに思っております。

それから、その審議会が平成23年度でございますので、平成24年度にうちのほうで考えておりますのは、この計画書の答申がございまして、正式な計画書というふうになってまいりますけれども、その後、計画が確定いたしました後に計画書の印刷というものを考えております。それにつきましては、新年度でこのような表に書いておりますように、4月に印刷の業者の決定をいたしまして、5月に印刷の中身の指示を行いまして、6月には納めさせたいと、そういう手はずで総合計画の本物の印刷物というものの印刷をしなければならないだろうということで予定をいたしております。

これとは別に3番目でございますが、総合計画のダイジェスト版というものの作成、印刷、それを配付ということで考えておりまして、これにつきましてはダイジェスト版を豪華な冊子ではなく、コストを下げた上で4月の中旬、下旬のほうでダイジェスト版の版下をつくっていただく業者の決定をいたしまして、5月にダイジェスト版の内容を決定いたしまして、6月に印刷業者の決定、それから7月に印刷の指示、8月にはそれをした後のダイジェスト版の納品を8月中にはしていただいて、それを町のほうで受け取りまして、9月に全世帯のほうに配布したいということで考えておりまして、ですので、全世帯ということになりますので、先ほども申しましたように、コスト的に安い、色とかも余り多用しないような形での印刷物と。それで審議していただいた今後の町の方向というものがわかりやすくなるような形でのダイジェスト版というものを考えて配布をしたらというふうなことで、今現在考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（岡 光廣君）

今後の計画についてということで、今計画書を示していただきまして、この計画に基づいて進めてもらうことを切にお願い申し上げておきたいと思っております。

それで、次に、上峰町のまちづくりということで、第4次総合計画、目標についての基本的小お考えをちょっとお聞きしておきたいと思っております。

平成23年度の目標については、人口1万人ということで、総世帯数3,300世帯というふうになっているということで一応あっておりましたけれども、今後、要するに10年後の新しいまちづくりの指針となる計画策定の大きな目標についてどのようにお考えか、その辺をお尋ねしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○町長（武廣勇平君）

7番岡光廣議員の御質問でございますけれども、人口の目標ということでお尋ねでございます。

人口の目標は、御案内のように第3次総合計画で1万人ということで目標を定めておりましたが、まだ達成ができていないということでございます。人口減少社会に入りまして、

本町も現在9,500超を誇る人口ということで微増中ですが、具体的には65歳以下の生産年齢人口は減ってきておりまして、また高齢者がふえるという傾向にあると思っておりますが、加減に見た社会保障・人口問題研究所の統計を見ましても、今後人口増が長らく続くということは確実に訪れる近い未来としてあり得ないという中で、私どもとしましては引き続き1万人を目標にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

基本的な上峰町の人口については1万人を目標にということで、今町長も次の計画についてそういうふうな考えを頭に置いて目標関係を策定されたというふうに思います。

それで、上峰町のまちづくりプラン、第4次総合計画、基本構想の原案を作成されているわけですが、この中にはやはり十分町長のほうも町民の意向等を十分踏まえ、また行政は十分なる各課の検討の上、新しいまちづくりの基本となる指針計画の策定、原案作成をされたというふうに思いますけれども、その過程においてやはり今現在諮問ということで一応審議会のほうに上げられておりますけれども、ここで一応今後具体的な事は審議会の中で検討されていくというふうに思いますけれども、町長が今後、また若くてもあるし、総合計画を作成に当たっては、やはり将来的な上峰町の将来像を描きながらこれを作成していかなければいけないと。総合計画をもとにして、要するに行政のトップとして当たられた場合は一つの目標に向かっていろいろ行政に携わっていかれると思いますけれども、今現在、武蔵町長が描かれている第4次総合計画に当たっての上峰町は将来的にこのような状態に持っていかなければいけないというふうな町長自身のいろんな考え方があろうというふうに思います。その辺についてのお気持ちを聞かせたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○町長（武蔵勇平君）

7番岡議員の御質問でございますが、今後の上峰町の方向性ということで、現状の概観といたしまして、本町は人口が10月末で9,513人と記憶しております。産業形態が、1次産業が6.1%、2次産業が31.3%、3次産業が62.6%、借金は97億円ということで、昨年末の決算でございますが、財政力は高い町でございます、引き続き借金については持続的に返していくことになれば、回復、健康体に戻っていくという認識の中で、この町の特徴として人口がふえている、しかも町民の皆さんが誇りに思っているのはインフラがきちっと整っているということです。

人口がふえていると申しましたけれども、先ほども申しましたように、生産年齢人口、65歳以下は減ってきている。高齢者はふえている。よって、今後ともハードがそろっている以上、高齢者福祉に対する充実、また生産年齢人口、若い人たち、子育てしやすい環境を整えていくということハード事業でなくソフト事業を充実させることで、ハードとソフトが両

方そろったコンパクトで住みやすい町、行政はやはり住みやすさの追求だと思いますので、そういう方向性で、今後はソフトの充実、他の自治体と並ぶぐらいの事業展開をそろえていくことが肝要かというふうに考えておるところでございます。

○7番（岡 光廣君）

それでは、一応この項については最後にいたしますけれども、答弁をよろしく願い申し上げたいと思います。

上峰町のまちづくりそのものは、要するに先輩の諸氏のいろいろなお力によって非常に今日の上峰町があるというふうに思います。そういうことで、基本的な上峰町の産業構造をより発展していくために、総合的な構造体系についてどのようなお考えかということを経済にお尋ねして終わりたいというふうに思います。よろしく願い申し上げます。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員の質問ですが、人口増の特徴として、ある不動産会社に聞きました。特にある地区からの転入が多いと聞きました。どういうことか。子育て世代が住みやすい町だといって転入してくる。それはどういう理由で転入してくるかと申しますと、商業も農業も工業もそれぞれ共存していて、かつ公共施設やら商業施設やら職場もあるというコンパクトで引き締まったそういう町に魅力を感じて転入されてきておるということでございます。

どの産業を伸ばすかという御質問であれば、私はそれぞれ充実させていくべきだと思っておりますし、今後ともまちづくりについては産業構造というものを論じますよりも、まちづくりについては、それぞれの産業の立場からの御意見等を踏まえながら、適宜対応していくことが必要だと思っております。

ちょっと理解に苦しむ答弁になったかもしれませんが、コンパクトで職場もあり、公共施設もあり、学校もあり、郵便局もあり、農業も展開された田園風景が広がる上峰に美しいと思っ転入されてきておると私は思っておりますので、この一面をぜひとも町民の皆さんにももっと理解していただくべく、それぞれの産業の方々の要望に対してもこたえていければというふうに思っておりますし、行政としましては何かのソフトの面での施策の充実を図っていくべきではなかろうかと思っております。

○7番（岡 光廣君）

基本的な考えということで、産業構造についてということで、今現在、上峰町の状況、流れを私なりに考えておりますけれども、先ほど町長が答弁された中において、私としても個人的にもですけれども、要するに今の上峰町の歩んだ道を大事にしながら構造体系をいろいろな面から見つめて、バランスのとれた上峰町の産業構造づくりのほうに今後とも推し進んでいただきたいということを切に要望して、この項を終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

企業誘致の促進状況について執行部の答弁を求めます。まず、第1項、取り組みの現状と進展状況について答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

岡光廣議員の質問事項3、企業誘致の促進状況について、取り組みの状況と進展状況ということで質問をいただいております。お答えをさせていただきます。

ホリカワ産業跡地にかかわらずということでございますでしょうか。これにつきましては御案内のことと思いますが、企業誘致につきましては県の企業立地課を通じての活動ということをまず基本にしております。県発刊の冊子「企業立地のご案内」というところで町内適地の掲載というものが1つございます。それから、インターネットを活用した広報活動としまして、本町のホームページ、それから最近になりまして、日本経済の日経事業用地ナビというものがございますが、こちらへの掲載もいたしているところです。

また、加えまして、佐賀県工業開発推進協議会、この協議会主催の誘致企業との意見交換会というものがございまして、懇親会で有意義に情報交換をさせていただいております。加えまして、今年度は新たな取り組みということで、町内工業用地に関する説明会というものを8月26日、町民センターのほうで開催いたしております。

また、現在、中核工業団地企業、また堤工業団地内を工場見学させていただいた後、「企業立地のご案内」という冊子を持っていきまして、関係の企業等の企業立地のお話がありましたら、ぜひとも候補地として今掲載しているホリカワ跡地をお願いしたいということで御要望をさせていただいております。

また、東京に佐賀県の首都圏営業本部がございますが、こちらにも足を運びながら、企業誘致のお願いをしているというのが現状でございます。

以上です。

進展状況ということでございました。失礼しました。

進展状況ということで、先日は中核工業団地内に足を運ぶ中で、実際ホリカワ跡地について企業立地を希望される企業がございましたので、これは大川議長さん、中山副議長さん、御足労いただきながら熱心なお願いをしたところですが、東京の取締役会にまで諮っていただきましたけれども、結果としては結びついていないということで、大変申しわけなく思います。

それ以降につきましては、2件紹介がっておりますけれども、1つは先日申しました社会福祉施設ということで、これはさまざま障害もあるものかと認識をいたしているところです。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

そしたら、今回の質問として、ホリカワ跡地についてを主体的に御質問をさせていただき

たいと思います。

先ほど同僚議員のほうからも御質問があつておりましたけれども、今後、やはり企業誘致等を実現させていくためには、要するに今までの状態では、例えば形状問題とか今の状況を見ると、今の状態ではなかなか厳しい状況ではないだろうかというふうに判断されるわけですが、やはり売り手、買い手の問題、そういうことを考えますと、今後、ホリカワ跡地にいかにして誘致企業を持ってくるか、また、要するにほかに販売していくかというためには今の状態ではいけないということで、今後、今の状況をやはり何とかよくするために、具体的な計画等を持っておられるかどうかと、今後、計画を立てていかれるかどうかというお考えを申し述べていただきたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

7番岡光廣議員の再度の御質問でございますが、企業誘致するための環境整備についてでございますけれども、この環境を変化させたのが平成22年でございます。具体的に申しますと、ホリカワ跡地につきましては特別会計より一般会計へ移管され、跡地に係ります工業用地取得造成分譲特別会計は御存じのとおり22年度をもって清算廃止をしているということで、現在、一般会計のほうで引き継ぎを行って管理をしているという状況にあります。

これによりまして、企業以外にも誘致の対象となっているところでありまして、先ほど申しました社会福祉法人等も視野に入れ誘致をしているということで、選択肢がふえる中、何とかこの土地に誘致ができればということをおどもも智略めぐらし考えているところでございます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

この企業誘致を進めていくための環境整備という点にちょっと絞って、まず御質問をしたいと思います。

現在、この跡地についてはまず第1点として、昨日も御質問がありましたけれども、形状の問題ですね。面積的にはある程度ありますけど、実は形状の問題があります。それと土地改良区の関係ということで、土地改良区については非常に農地関連の問題があるということで、償還も要するにそう長くはないという形に恐らくなっているんじゃないかというふうに思います。

それで、第1点として、基本的な形状をより少しでもよくするために、要するに部分的な形状確保のための区画造成関係の計画を今後やはり将来的な上峰町の総合計画のことを考えていくとするならば、あの周辺を要するに例えば工場誘致とか、それに準じたものを考えていくとするならば、今の現時点じゃなくて、長期的な将来的なことを見据えた考えで一応どうかということ再度私が御質問したいと思います。この区画整備、北部地区の土地改良区の償還の問題もありますけれども、これを第1点、まずお願いしたいということです。

それから、もう1つ、船石川の整備、現在、今の状況を見るなら、やはり整備が、例えば国道から船石の鉄道ですね、その間にどの程度ぐらい河川の整備がされているかということですよ。今の形状が悪い上に整備がほとんどなされていないというのが現状ではなかろうかと。その中に恐らく二、三割ぐらい部分的に護岸されているところもあるかも知りませんが、要するに上峰町の生活環境の整備の中の一端にも考えていただきたいのは、割と下流域、要するに南部地区についてはほとんど河川関係の整備を実はされてきております。現在一番おくらしているのが北部地区の河川関係の整備がやはりひとつおくらしているんじゃないだろうかということで、将来的な計画の中に、きちっと計画策定をして検討していくべきじゃなかろうかという点がありますので、現状、この河川についての考えをどのようにお持ちであるかということですね。

それと、例えば誘致するにしろ、要するに道路の問題、この件につきましては福祉関係について、ほかのどこの企業を言われたかはわかりませんが、現状でも何とか利用はできせんかというふうな答弁も一部あったというふうに思いますけれども、この道路については部分的には割と広いところもあるわけですが、町長さんの考えとして34号線から、要するにホリカワ跡地までの整備が積極的に取り組めないかどうか、この整備の促進を実は要望したいというふうに思うわけですよ。そうしないと、要するにこの跡地が今の状況では有効に利用できないじゃないかと。企業が出て今今の状況じゃ、やはり事前のある程度の道路整備、排水整備、要するに周辺の整備がある程度計画的に進めていく具体的な計画性がないと、企業関係も雇用としても、最初からそういうのをしながらするならば、いろいろ企業も考えていくというふうに思いますので、やはり企業が来やすいような環境条件を長期的に考えて、今の財政状況を考えながら整備を進めていく必要があるだろうというふうに思いますので、この点ももう一度、お考えをどのようにお持ちかお伺いしていきたいとします。

それから、1つ、船石川の状況を見ますと、ホリカワ跡地の一番末端ですが、末端の中に塩ビ管が10メートルばかり河川の中に入っているわけですね。あれはそういうふうな環境整備から見て、河川の中にあれだけ約200ミリぐらいのパイプが埋設されておりますけれども、どういう目的でああいうふうな河川の中にされているか。これはやはり周りの河川の状況から見て、非常によくはない状況でありますので、この辺についての状況はなぜこういうふうな形になったかということの御回答もまずお願いしたいと思います。

とりあえず4点ほど申し上げましたけれども、この辺についての御答弁をよろしく願い申し上げます。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員からの御質問でございますが、船石川とほかの西側の土地も含めた工業団地としての造成の件については担当のほうから答弁しますが、私のほうからはホリカワ跡地につながるアクセス道路を整備したらどうかという質問に対しお答えをさせていただきたいと思

いますけれども、これはこの間、就任してから数件の企業誘致の紹介ございましたけれども、それぞれお話しする中で、アクセス道路については企業のお考えがございました。一様に今の日本農薬北側の出入り口を通りたいと言われる方ばかりでなく、おっしゃるように34号線につないでほしい、また県道のほうにつないでほしいというような御要望もあったかと思えます。

私が申し上げたいのは、それぞれ購入者の用途に合わせた対応をしていきたいということで、柔軟に対応することが社会情勢として企業を迎えることがなかなか難しくなっている中で、どんとイニシャルコストをかけて整備するのが町として今の情勢の中で正しいのかという考え方のもと、用途に合わせた、購入者の希望に合わせた形で整備していきたいというふうに考えておるところです。

塩ビ管の関係につきましても担当課長から説明をさせます。

○振興課長（江崎文男君）

まず1番目に、土地区画関係なんですけれども、これにつきましては前回の議員さんに答弁申し上げましたとおり、なかなか西のほうにつきましては補助整備が完了したばかりの農地ということで、基本的にはこの工業団地を一つの町の施策として公共的な事業として位置づけて、まずは農業振興計画の中から除外する方法があるかと思えます。これはあくまでも町と県との協議的なものがありますけれども、要はこの補助整備地区とホリカワ跡地の部分の工業団地として町がどう位置づけるかによって違うと思うんですけれども、まずはそのような形の地区除外関係が必要になってくるかと思えます。

それと、2番目の河川改修につきましてはですけども、JRへの船石地区の補助整備地区につきましては、河川改修が船石川についてはできております。それと、あとは日本農薬さんの南の大和製罐さんあたり、要するに補助整備に隣接するところについては形が整っております。ただ、一番整っていないのがちょうどホリカワ金属のところなんです。これはあくまでも圃場整備地区外から外れていることによる河川改修ができていないと思われま。

それと、3番目については町長のほうから道路関係についてはおっしゃられたんですけども、4番目の塩ビ管につきましては、私のほうもこれは確認しております。ただ、それが何のためにかというと、ちょっと隣接の田んぼの方に聞いてもわからない点があるということで、実は私も岡議員が言われるとおり、これは河川の中に200ぐらいのパイプが入っているという認識はしています。ただ、それが何のために入っているかわかりませんので、町といたしましても県のほうに一定の撤去とかなんとかは今まではしていないのが状況でございます。

それとあとは、ただ、先ほどの34号線からの道路とか、その区画整理の話があったんですけども、まずもってホリカワ跡地の1万1,000平米足らずの面積に対して、34号線からの開発に伴う道路の設置等につきましては、1万平米に対しての事業費がかかり過ぎるのでは

ないかなという意識が私にはあります。ということになりますと、やっぱりするんだったら、ある程度34号線からの道路の開通ということになりますと、西側の土地改良区のところまで含めたところでの土地構想といいますか、土地の活用をしたほうが良いとは思っていますけれども。

私からは以上です。

○7番（岡 光廣君）

配水管の布設については、一応担当課としても目的が何のためであるかわからないということですので、この分については一応調査をしていただきたいということをお願いしておきます。

それでは、一応要するに将来的に上峰町の生活環境整備の中の一端として、船石川の整備計画については担当課長も触れられておりませんので、具体的に今後、町長のほうにもお願いしたいんですけども、やはりこの分についても総合的な計画の中において、年次計画で当然取り組んでいく河川であるというふうに思いますので、その辺をどのように今後取り組んでいくかということのお考えをまずお願いしておきたいと思います。

それと、跡地の横の道路について、これは一応先ほども振興課長が言われたとおりに、やはりするとするならば、現在、私としては個人的に考えておりますのは、まずホリカワ周辺の基本的には将来的な道路構造を考えた中において、ホリカワ跡地の周囲の道路、今の道路の状況を町長もよくごらんになっているというふうに思いますけれども、やはり道路の将来的なことを考えた状態で今、ニチノ一の北側の道路幅の状態ですとずっと持っていられるものか。それとも、例えば34号線からもし計画するとするならば、その分を想定して周辺跡地の横の道路をつくられるかどうかということもまず一応目標を設定して、今の状態からいけば、道路排水もままならず、水たまりの状態で今なっているわけですね。そいけん、やはり一応道路としては今後企業誘致等も考えるならば、道路の道路幅等を十分考慮した上で部分的に跡地の部分だけでも排水関係のほうを十分できるような対策を講じる必要があるというふうに思いますけれども、その辺のお考えをまずお願いしたいと思います。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどのホリカワ金属跡地の北側の道路なんですけれども、これにつきましては一応町道ということで、私のほうからホリカワ金属跡地の開発に伴う町道の位置づけということでお答えをいたします。

まずもってホリカワ金属跡地につきましては、面積が1万1,000平米ございます。基本的には県の開発の申請ですけども、あくまでもホリカワ金属については現況的に工場跡地ということで、宅地等になっております。よって、このままの状態でも工場等を誘致しても、開発行為を出す必要がございません。そういう中で、北側の道路につきましては、現況的には4メートル、道路敷地的には5メートル近くあります。よって、要するにここの開発申請を

出さなくてよいということになりますと、接道的には4メートル以上あれば可能だと思います。ただ、ホリカワ金属跡地に工場が来たときに、この跡地についての地形の変形、要するに切土、盛土的なものをすると、これは開発の関係になりますので、県への申請となりますと、基本的には9メートル以上の道路が必要ということになります。

ただ、これも県としては、その工場がどういうふうなものが来るかということによって、それは6メートルに緩和とかなんとかが期待できるんですけども、基本的には1万平米以上の開発の申請ということになりますと、道路の幅員的には9メートル以上が必要という形になります。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

そしたら、今の道路については一応町道として位置づけをしているということでありましてけれども、今の状況下においては具体的な計画を立てていないということで、今の道路維持管理についてどのようにお考えを持っておられるかお願いします。

○振興課長（江崎文男君）

この町道の維持管理なんですけれども、今現在、ホリカワ金属の工場も撤退している中で、うちの維持管理的には工業団地の東のほうからの道路なんですけれども、奥行きには要するに家屋的なものが今ありませんので、その維持管理については今うちの予算を投入して維持管理費をしている状況ではございません。ただ、今回、ここに県の土木事務所を窓口にして、今現在、要するに土のストックヤードとして県と契約を結んでおりますので、今後、土木事務所と業者とこの道路の維持管理については協議していきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

今後、維持管理についてはできるだけ町費をつぎ込まないでできるようであれば、そういうところをうまくお願いしてやっていただきたいというふうに希望しておきます。

それでは、次に振興課長のほうにお伺いしたいと思います。

上峰町におきましては非常に民間活力によるいろんな宅地開発とかなんとか、今現在非常に進んできておるわけなんですけれども、現在、開発許可、要するに宅地開発等の許可にかかわるいろんな申請書を出されているというふうに思います。現状、例えば個人で宅地開発、民間企業関係が開発申請される場合、どのような申請書類を出されるかどうかということをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○振興課長（江崎文男君）

開発につきましては、3,000平米以上になりますと、先ほど説明しましたとおり、県の許可ということになります。3,000平米未満につきましてはの取り扱い方ですけども、小さく

言えば997平米以上、1反ですね、昔でいうと1反以上から3,000平米未満につきましては町への届け出が必要ということになっております。

ただ、中身の開発につきましては、うちのほうの届け出も県の開発行為に準じておりますので、中身的には変わりないかと思えます。ここでちょっと資料は持っていないんですけれども、基本的には計画図面、それに登記簿謄本、字図、それと周囲の同意等が必要になってきます。そういう中で、ただその前段としては、あくまでも開発をする中ではもちろん農地であれば農振除外の手続をやっているのかとか、いわゆる農業委員会の許可があるのかと、そういうふうな流れもありますけれども、開発に至っての申請としては主に図面的なものが申請として上がってきます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

そしたら、今3,000平米以下の場合は町への申請ということでありましてけれども、この中で計画図面とか、字図、謄本、周囲の同意ということでは言われておりますけれども、特に公共工事とやはり個人的な開発といろいろありますけれども、特に官民境界の問題、この分について要するに現在、官民境界についてどのような点について特に行政側として携わっておられるかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○振興課長（江崎文男君）

官民境界の取り扱いにつきましては、その開発の前段で農業委員会にかけられた農地的になります——農業委員会にかけますけれども、その農業委員会にかける前段で、まず官民境界の確認を行います。それはあくまでも開発者のほうから官民境界の査定ということで、官民境界について上峰町と、その開発業者でまずもって申請書を出してもらって、今現在国土調査が終わっていますので、その国土調査の図面に復元していただいて、現地でもって確認するようにしております。

○7番（岡 光廣君）

図面よっての確認ということで今言われましたけれども、境界部分において、要するに開発によって、例えば構造物関係が出てきた場合、その場合は実質的に図面的な確認とかなんとかはされているかどうかということと、もう1つ、勝手に官民境界の境界等をいじくられた場合の対応、申請業者に対するいろんな面の指導関係、対応、その辺についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○振興課長（江崎文男君）

まず1点目に、官民境界等にある構造物関係と先ほどの官民境界の勝手にそういうふうな境界を侵すとか、くいの撤去等も入ると思うんですけれども、その辺の場合ということで質疑なんですけれども、もちろん官民境界につきましては先ほど言いましたとおり、現地で確認しますけれども、もちろん確認する時点では、もしその以前にくいがなかった場合につい

ては、その時点で復元をまずしてもらいます。それによってうちが確認した後にくいを現地で復元するという作業に入るんですけども、ただ、今から工事をする場所なもので、とりあえずは多分仮のくいになると思いますけれども、最終的には開発が終わった後には最終の復元をした中であと1回うちのほうで完了検査というものがありますので、それでくいの確認をいたします。途中でそういうふうなくいの紛失、または故意的な申請者が撤去された場合につきましては、これはまた法で罰せられるような形にもなっておりますので、そこら辺を業者に言って、基本的にはきちっとした復元をした中でうちが確認しているところでございます。

また、構造物につきましても一緒です。最終的に構造物についてそれが町道敷であれば、その紛失または取り壊しがあった場合については原形復旧という形で指導をしているところでございます。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

町村合併について、方向性について執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

7番岡光廣議員の4、町村合併について、方向性についてということでございますが、これはもうかねがね申し上げておりますように、合併については私自身はしていかなければいけないというふうにとらえておまして、今後のやり方の方向性としてはまず今現在、健全化に向けて鋭意努力中ですが、広域行政等を通じながら、親和性を高め、一体の醸成感を高めながら、今後まず町民の皆さんのアンケートをとるということで申し上げてきたとおりでございます。これまで申し上げたとおり進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

基本的な町長のお考えと今現在思っているかどうかわかりませんが、実は皆さん方のほうに資料が届いておるといふふうに思います。実は資料要求をしたわけですが、20年以降について要するに資料提出を求めたわけですが、この中に、時間的にもちょっとありませんので簡単に言いますが、やはり当初、一応ここに書かれておりますとおりに、みやき町、基山町に対しての合併の研究会の検討ということで、平成20年4月24日からスタートしておるわけですが、いち早く基山町については飛び地での合併は不可能というふうに考えるということで、ここにもあっておりますけれども、いち早くはっきりとした態度を示されております。

次に、みやき町につきましては20年5月13日、将来を見据えた担当者レベルでの合併に関する研究会の発足については検討の余地があるというふうに判断するというで一応答えておるわけですが、特に町長さんもこのマニフェストの中にも上げられましたと

おりに、いち早く住民アンケートを実施し、合併の進展を図るということでまず頭に掲げられたわけですが、今日状況等はいろいろ変わってきたというふうに思いますけれども、特に今言われました中において、合併についてこういうことも言われてきておるわけですね。合併を失敗させないために今の現状を取り組んでいるとか、これは財政のことを考えてそのように言われているというふうに思います。それから、町外市町村についても理解していただく。これも財政を基本にした考えで恐らく言われてきているというのは事実というふうに思います。

それで、特に財調を積み上げて十分熟したときに内外にアピールしていくということで、失敗をしないように取り組んでいくと。それと、基本的に合併は対等合併でなければいけないという、そういうふうなことを主体にして今現在慎重にやっただいていっているということは、それは目に見えてまいります。特に一応マニフェストについては任期中に実施していく計画というふうに言われておりますけれども、やはり任期中、次の今現在、第4次の総合計画も審議に入っていくわけですが、そういうことも十分将来的なことも考えた上で、ある程度のことを含んだ形でも考えていかなければいけないというふうに思います。

それで、町の将来を見据えて、やはり総合計画策定の中にもある程度、一応頭に入れて進んでもらわなければいけませんけれども、ここではっきりと、例えば町民に対してでも、要するにある程度、財政計画の中において、現在、何年ごろをめぐりに町長さんが取り組んでおられるということをはっきり言って、財政が安定してから要するに町村合併には取り組んでいくというふうに具体的にやって示してもらったほうがいいんじゃないかというふうに私は思っておるわけですが、その辺いかがでしょうか。まず、よろしく申し上げます。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員の御質問でございますが、まさに仰せのとおり、私が言ってきたことを今申し上げていただきました。これまで吸収合併だけはならんという視点で、この20年の協議も文書で見えておりますが、一度この検討も終わって合併という運びになっていない以上、また基山からは不可能だということで、吉野ヶ里も破談になったという経緯がある以上、再度持ちかけて、これがすぐ崩れるようであってはならないという中で、まず私が一番問題としていたのが財政状況だと。吸収合併という判断は、ほかの首長さんは恐らく町の財政状況を見てそう申されておると思っております、私はこの健全化に向けて努力していく必要があると申し上げてまいりました。

今現在、だんだん明るい兆しが出てきたと、財政状況については御承知のとおりでございますが、今後その兆しを見ながら、町民の皆さんにアンケートをとりながら、かつ広域行政で親和性を高めながら慎重にやっていくことがこの合併を崩さないためにも必要じゃないかと思っております。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

合併について、そしたら一応時間的なあれですけども、特に、要するに基本的に慎重な考えで進んでもらっているのはいいんですけども、やはり合併をどこに置いておられるかと。基本的には一応前回の合併のときには、要するに旧三田川町、東脊振の問題を決着つけてからということが進んでこられたわけですけども、現在、今の武廣町長さんの場合は具体的なことはまだ示されていないわけですね。それで、要するにいろいろ合併するには、西のほうを向かれるか、東のほうを向かれるか、全体的にどういうふうな広域的な合併を望んで、財政が安定したときに取り組んでいただけるかということですよ。

そいけん、今のところ基本的にはある程度のやはり合併しなければいけないということは、一つの目標を持って進んでいかなければいけないと私は思うわけですよ。何で名前が出てこんなかと今まで私たちも不思議に思っているわけです。例えば、みやき町との合併か、それとも広域的に考えて今の吉野ヶ里町を含めた形で進めていくかどうか、その辺をやはり一つの町長さんの判断というのをある程度煮詰まったところで示してもらわんと、当初、マニフェストは任期中にはやっていくということでありますので、任期中には具体的に財政状況を確立しながら、そういう方向性を示していくのが町長さんのお仕事じゃなかろうかと思えますので、その辺、どのようにお考えか、最後の質問といたしますので、よろしく願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

7番岡議員の御質問ですが、合併の枠組みを町民の意見を賜らず考えろということにもとらえられます。私はこれを選挙公約だと思っておりますが、期間中に住民の皆さんの意見を賜りながら、アンケートで枠組みもお聞きすると申しました。町長の職も議員の職もそうだと思いますが、町民の意見を聞かずに物事を進めることを全権委任されているわけではございません。町民の意見を聞かずに暴走してしまうと、百条委員会のようなことが起きてしまいますし、私は町民の意見を聞きながら枠組みについては考えたいと申し上げさせていただきたいと思えます。

○7番（岡 光廣君）

先ほど最後と言いましたけれども、町長のお考えを聞いて、もう一回だけ質問したいと思います。

そしたら、住民の意向を聞かなければ——要するに何で住民アンケートがことしもできなくて来年度というふうになったことでしょうか。やはりまず住民アンケートをとって、当然そういうふうな合併等に進んでもらわなければいけなかったことを、私がそういうふうな質問をしたから住民の意見を無視していると、それは町長、余りした答弁じゃなかでしょうか。何で当初、住民アンケートをとれば、いろいろと3年余りこのことは考えていかれたというふうに思います。何で取られんやっただですか。この辺だけお願いします。

○町長（武廣勇平君）

上峰町の財政において、まだまだ光明を見出せる時期ではなかったということです。
以上です。

○議長（大川隆城君）

以上で7番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、3時15分まで休憩いたします。休憩。

午後2時57分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

○9番（中山五雄君）

皆さんこんにちは。ことし、私が一番最後になりますけれども、時間をかけてゆっくりと質問をしていきたいと思えます。答弁は簡潔にお願いしたいと思えます。

それでは、通告書に従いまして4点ほど質問いたします。

まず、1点目に百条委員会についてということで、この件については、私自体も本当に納得をしていない点が多々今までありました。そこで、昨日同僚議員が質問され、私が質問したいところはほとんど質問されたので、重複する点が出てくるかと思えますが、私は私なりに質問をしていきたいと思えます。

まず、職員は不起訴処分となったと10月8日、新聞に載ったが、今後の町長の対応、考えはということで、まず質問をしていきます。

それから、2点目に鎮西山の利用についてということで、住民サービスの一環としてボランティアで鎮西山の桜の木にぼんぼりをつけたらと思うがということで、これは3月議会でも質問しておりましたが、3月11日の東日本大震災でとりやめにしたが、今度は住民サービスの一環として町民の皆さんのためにもつけるつもりはないのかと、ここで質問をしていきます。

それから、西峰東西2号線について、安全な道路整備についてその後の進捗状況はということで3点目質問をします。

それから、4点目に町の活性化についてということで、町の活性化の一環として町民市を再三言ってきたが、町長は10月ごろからと言っているにできていないが今後の計画は。

これは提出した後におたっしゃ館のほうでもちつき交流会のときに軽トラ市をやるということをおっしゃいましたが、これは質問の中で町長が、要するに町民が中心の町づくりと。きのう町長の答弁の中で、町民が中心の町づくりと答弁があったが、そのとおりにされているのかということをお尋ねしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、百条委員会について執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

9番中山五雄議員の百条委員会について、職員は不起訴処分となったと10月8日の新聞に載ったが、今後の町長の対応、考えはということをお尋ねがっております。これについてお答えを申し上げます。

先日、碓勝征議員の質問にもございましたが、この件につきましては、大変遺憾に思っているということでございます。どうしていまだに職員に謝罪がないのか疑問に思っているということで、加えて謝罪どころか検察審査会にかけて強制起訴しろと方便されている方もいらっしゃるということで、大変遺憾に感じていると申し上げさせていただきました。

告発された議員の皆様は、容疑をかけ強引に告訴したのに嫌疑不十分で不起訴に終わったということに対する政治的な、また道義的な責任と、また説明ですね、それに至った上での説明、謝罪が必要だと私自身は思っております、近く弁護士とどのような形で対応を求めていくかということをお尋ねしていただくつもりでございます。

また以前、町民の方からも、仮にこの事件の本質が、当該職員が無実であるということを知っていながら簡単に認めないとみると、公費を使って広報紙を作成し、当該職員を実名で公表し、町内全域に配布し、告訴状を作成し告訴したとなると恐ろしい事件ですねという御意見をいただいたことがあるとも先日申し上げました。町民感覚で見ると、この行為自体が犯罪ではなかろうかというふうな御意見もでございます。

私も法律というものは常識を明文化させたものである以上、無実の人を告訴して罪に問われないはずはないと思っておりますので、捏造事件だと私自身申し上げている以上、しかるべき措置をとってほしいということをお尋ねしていただくことができました。重複しますが、申しわけございません。

以上です。

○9番（中山五雄君）

昨日も同僚議員の質問の中で町長が答弁されたことは、公式に謝罪がなければ弁護士に相談をし、対応をしていくと町長の答弁がありましたが、新聞に載ってからもう2カ月超えました。要するに、不起訴ということで罪がないということじゃないですか。で、いまだに謝罪がないということは、これからもあると思いませんか。私はないと思っております。その辺で町長の考え、もう一歩進んだ答弁があるならばしていただきたい。

○町長（武廣勇平君）

中山議員にお答えをいたします。

2カ月間も謝罪がないんです。私としては良心の呵責というものを信じて口頭で、また、新聞紙上に取り上げられておりましたけれども、謝罪を求めてまいりましたが、正式にどういう形がよいか弁護士と相談しながら正式な形で謝罪を求めていきたいというふうに思っております。

また、それ以降の対応につきましては、謝罪をされるか、されないかによっていきますと思いますが、これによりまして対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

告発された職員は、今まで本当につらい立場だったと私はそう思います。

不起訴ということで、町長のこの職員に対しての気持ち、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の御質問でございますが、職員に対しての気持ちということですが、私はこの職員の発言についてはすべて信じているということで申し上げてまいりました。気持ち、どういう心境でこの間仕事をしてきたかということを考えれば言葉にもなりません。私自身がその気持ちというものを察することはできないと思いますけれども、大変なことだと思いますし、今も苦悩されていることだと思っております。できるだけ早く速やかに謝罪を求め、謝罪に応じていただきたく存じます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

町民の皆さんの中には多くの人たちが謝罪はあったかと、このままでいいのかという声がたくさん出ております。町長が町民の人たちに対しての、要するに町長自体もマイナスになるようなことを証人喚問で言われているわけでしょう。だから、私は上峰町のトップとして住民の皆さんに何らか議場で言わないと、なかなか住民の皆さんたちに届きませんから、ここで発言をしてもらいたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の御質問にお答えいたします。

先ほど来申し上げますように、私もこの件については証人として呼ばれましたし、この間、捏造事件と申し上げてまいりました。私自身にも嫌疑がかけられておる発言もあったことと聞き及んでおります。よって、この謝罪の状況を見ながら、その先にどういう対応があるのか協議をしているところですが、一つ議員からの御質問ということで私申し上げたいのは、以前からこの百条委員会における調査というものに不十分な点があると思っております。

したので、私自身、再調査を私に調査させてほしいということもこれまで言ってまいりました。謝罪の状況に応じて対応したいところですが、できるだけ速やかに当該職員に対する謝罪を求めていきたいと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

係長だけに告発ということで、これは不平等じゃないかなと私はこのときも反対しました。これは納得しておりませんし、こういうことをして正直言って、不起訴になりましたと、後は何も言いませんと、それで通るもんかと。私はここできちっと係長そのものが何もしきらなかつたら真相究明は行政として町長がやるべきじゃないかなと私はその辺を思います。いろんな書類、内部告発とかいろんなことを、それ以上いろいろ言いませんけれども、最初は差しかえということで、それから偽証罪と変わったということでいろんな書類があります。そういうのを行政として町長が調べればある程度の線は出るんじゃないですか。今まで調査をされてきたと言いますけれども、私はその辺は筆跡鑑定をする必要がないと、年代別を鑑定するべきじゃないかということも言ってきておりますし、済んだことをいろいろ言ってもどうしようもありませんけれども、ただ、当の本人については余りにも一方的でかわいそうじゃないかなと。これは本人が対応できなければ、職員というのは町長の部下ですよ。町長が対応をしてやるべきじゃないかと思っておりますが、その辺の考えを聞かせてください。

○町長（武廣勇平君）

中山議員にお答えいたします。

これは中山議員とも共通の理解のいくところだと私は思っておりますが、まず、第一義的には謝罪を求めます。しっかり求めて、その対応を見させていただきたいと思っておりますが、その後の対応につきましては、先ほど申されますように、調査機関に鑑定等をお願いすることを前提に議会をお願いすることがあるかもしれません。まず、第一義的には議会のほうに、告発者の方々に謝罪を求めていきたい、正式に求めていきたいと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

これはその本人、係長のためにも一日でも早く対応をしてあげるべきじゃないかなと、そして、町民の皆さんたちに公表をするべきじゃないかなということで、やっぱり中には、その職員がうそついているんじゃないかなというようなうわさも一時は出ました。今はそんないろいろは聞いておりませんが、その辺もありますから本人はかなり傷ついていると思います。

昔から言うように、疑わしきは罰せずと。不起訴となったということはそういうことでしょう。何ら証拠がないということですよ。だから、その辺を早く対応をしていただきたい。その辺の答弁をお願いして、この項は終わりたいと思っております。

○町長（武廣勇平君）

大変、中山議員からの御質問、共感できる部分が多うございますが、本当に職員の気持ちを考えれば、この場でこうして平常時のように議論していること自体が私は納得がいかない部分もございます。今後は、先ほど申しました手順を踏みながら対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

鎮西山の利用について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは鎮西山の利用についてということで、中山議員の質問にお答えいたします。

実は、ことしに入って商工会より鎮西山の桜のライトアップということで申し出がございました。それにつきましては、前向きに検討をしておりましたけれども、先ほど議員おっしゃるとおり、3月11日の東日本大震災の発生ということで中止された経緯がございます。

そういう中で、商工会からは来年につきましてもする方向であるということを知り及んでおります。議員の御質疑の中のボランティアの方々とのこれこそ共存ができれば、非常によいことだと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

商工会からも申し出があつてやるということですね。

先ほどボランティアの云々を言われましたけれども、本当にいろんな方たちがそういうことをしてもらえらばボランティアで加勢に来ますと、応援に来ますということも言ってもらっておりますから、この件については、ぜひ私も中に入って一生懸命ボランティアでやろうと思っておりますから、ひとつ町民サービスとしてよろしく願いしておきます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

西峰東西2号線について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

続きまして、町道西峰東西2号線の安全な道路整備について、その後の進捗状況はということで御質問にお答えいたします。

町道西峰東西2号線につきましては、今現在、未整備区間の工事を行っているところでございます。12月末には完成を見込む模様でございます。

また、この工事につきましては、7月27日に交差点関係で、いろいろと議員より質疑の中に出ておりました吉田弘さんのほうにお会いし、工事発注のことについてお話をしております。

また、この交差点につきましても将来的に町道坊所南北線、学校前の道路なんですけれども、この改修に合せまして交差点のほうも考えていくということでお話をさせていただいているところでございます。

ただ、現在行っています工事について、現在ついておりますカーブミラーがございまして。なかなかこのカーブミラーにつきましても見えにくいという苦情も入っておりますので、このカーブミラーにつきましては、広角的に見通すことのできますワイドミラーにかえていきます。この道路の確保をある程度形ができましたら、その交差点につきましても安全施設の設置をこの工事のほうで考えていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

先ほど江崎課長は、吉田さんのところの要するに道路について、その発注について説明をしたと、それはいつごろの話ですか。

○振興課長（江崎文男君）

先ほど御説明申し上げましたとおり、未整備区間がございまして、その未整備区間についての地権者の同意がとれましたので、7月27日に町長と私と現場のほうに出向いて吉田さんにお会いしております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

この吉田さんのところは、5日、一般質問は午前中で締め切りやったんですけれども、その前に私は聞いているんです。「役場のほうから江崎課長か町長か説明には来られましたか」と。「いや、来ておられません」ということやったんです。吉田さんのところの改良についての話じゃないでしょうか。いかがですか。

○振興課長（江崎文男君）

7月27日につきましては、町道西峰東西2号線の事業におきまして、補助事業としては平成20年に完了してございます。なお、未整備地区の交差点の東側につきましては、地権者の同意がとれましたので、今後、ことしじゅうに工事をしますということでお話をしています。

なお、この交差点につきましては、先ほど言いましたとおり、町道西峰東西2号線の事業がもう既に完了しておりますので、南北に走っております町道坊所城島線の将来的な改修に合せまして、この交差点についても考えていくということでお話をしております。

○9番（中山五雄君）

この路線については、町道南北線についての説明であって、吉田さんのところ立ち退き云々の説明じゃないはずなんですよね。だから、その辺をですね、道路をつくるその云々で吉田さんのところは聞かれているわけじゃないんですよ。私はここに図面を、平面図を持ってきておりますけど、当初の設計の予定は、吉田さんのところは約1間半ぐらいかかってい

ます。それを全然変更して、そのとき、当時も江崎課長がおられたからよく御存じだと思えますけれども、議会を中断してその話に入ったんですよね。だから、その辺をびしっと、勝手に変えて、西峰東西2号線避難道路になっているかということで私再三言ってきたんですけれども、これは本当に、あそこの今道路工事があっていますけれども、あれが広がって真っすぐなってきたらますます事故が多くなるんじゃないかと。

盆前やったですかね、町長、江崎課長と私と吉田さんのところに行って、吉田さんたちは夫婦、5人で話をした結果、非常に危ないと思うと。早急に検討し、吉田さんのところに報告に行きますということをおっしゃったんですけれども、吉田さんのところの云々については何ら今まで来ていないということをおっしゃいました。その辺を私はやっぱり地権者に対してわかりやすく説明するのが行政じゃないかなと。びしっと説明もしないで、道路をこうしますよと。そいけん、道路はすると言ったかもしれませんが、吉田さんのところの云々については言っていないわけでしょう、その話し合いに盆前には行ったわけでしょう。だから、これは私は行政の怠慢じゃないかなと、そんな辺いかがですかね。

○振興課長（江崎文男君）

吉田さん宅につきましては、先ほど議員申されるとおり、交差点の改良についての説明は行っておりません。ただ、あくまでも町道坊所南北線についてのある程度の改修見込み等がつかなければ、なかなかそこら辺の吉田さんへの説明等ができないということで思っておりますので、町道坊所南北線についてのまずは改修計画をある程度煮詰めたところでの説明かと思っております。

○9番（中山五雄君）

江崎課長ですね、要するにその辺を煮詰めたところで、そうしないと吉田さんのところの宅地については前に進めていくことができないというような説明を何でしに行かないんですか。ただ、あそこの町道南北線を広げるようにしますと、それも何年後からやるのか全くそれもわからないし、だから、吉田さんところに来るのは恐らく5年後とか7年後とかと、そういう日にちがある程度の線が出れば納得するけれども、全く音さたないと。だから、私はその場に行って、町長と3人で話をし、吉田さん夫婦まで5人で話をし、要するにその辺の話を、計画を立てて何年後と、今すぐせろと言われていないから、その辺を計画を立てて説明に行ってくださいよと言ったでしょう。そしたら、早急にその辺を検討しますということやったんです。ここに図面はありますけれども、当初の云々というのは物すごく吉田さんのところにかかっておりますけど、後は全然かからないような形をつくっておられます。この件についても議員同士でもいろいろありましたけれども、だから、あんまり、やっぱりあなたたちは専門でされているからちょっと説明しただけでもわかるでしょう。でも一般の人はわかりませんよ。だから、あそこもそんなときに、最初は前町長のときに西峰東西2号線をつくるということでおっしゃったときに10,000千円で話をしに来られたというこ

とで、そしたら、もとの私の事務所の前に畑を1反持っておられますから、そこに家をつくらうということで計画をされておまして、何らその後の返答がなくて今まで来ておるんですよ。そんな無責任なことを行政がして、武廣町長、これは考えてね、あなたもこれは一緒に来たわけでしょう、そういう検討をしますということは言って帰られたんですよ。吉田さんにも聞いてください。私も聞いておりましたから。だから、その辺を今後どのように考えておられるか、答弁のほどをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の御質問でございますが、これについては、担当課と今後協議をする案件だと思っておりますし、私もあそこを現地踏査させていただいて、交通量、また見通しの悪さ、大変危険が多いということでございます。担当課の今の業務は東西2号線の工事の発注等で、さまざま動いていた中で吉田さんに対する説明が不足していたということでございますが、この交差点の改良につきましても今後の検討事案ということで、ほかの案件もございしますが、さまざま検討をする中で見通しができた際にお伝えしていくべきものであるというふうに理解をしております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

町長、今後この案件については検討議案と。この前、地権者2人と我々3人と行って話をしてから5カ月たちます。ずうっと検討議案ですか、いつになったら検討できますか。実際それを言われた地権者はですね、いつまで待てばいいですかと、結論が出ますかと。ただ、自分たちはことし、来年してくれと言っているわけじゃないと。予定を立ててもらえば、それで待ちますよと。危なくてね、夜もあそこ、しかも、今工事をして道路が広がってきていると。本当にゆっくりまくらを高くして眠れない日もありますよと。このごろも接触事故がっております。あそこはですね、1回は横転もしておりますよ。私もこの前、役場から帰っていくときにあそこにとまっていたら、西のほうからとまらんでそのまま軽トラックが、ある知った人やったんですけれども、もうあれ車が来ていたら大変な事故ですよ。だから、そういうことがあっていますから、これはね、お金がない、財政が厳しいと、逼迫しているということなんですけれども、今度、特定防衛施設周辺整備調整交付金というのが34,471千円出ます。こういう金でこういうところが改良できないものかお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

中山議員のお尋ねでございます。

この特定防衛施設に係る調整の交付金ということは、公共用の施設の整備、いわゆるハード事業ということですが、主に交通施設及び通信施設というところに該当するのかなと思いついておられますと施設という表記もございします。これについては確認をする必要があります。今後、そのハード事業、どのようなハード事業に使用ができるのかということ

九州防衛局と協議の中、決めていきたいと思っております。

○9番（中山五雄君）

今町長の答弁で、特定防衛施設周辺整備調整交付金というのは、そこまで使えるものかわからないと、もらうときにそれを聞いていないですか、これはひもつきですか、その辺をお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の御質問でございますが、特定防衛施設、関係する周辺整備調整交付金の交付対象というものにつきましては、本町も初年度でございますし、しかも、この時期での指定を受けた中で、隣町もそうですが、交付対象を確認する必要があるということで時間をかけて行っております。

また、これは当町だけの問題でございまして、九州防衛局自身も今回ソフト事業への展開ということで、大きくこの政令の中身が変わったことに伴うさまざまな情報収集が必要であるというふうに私自身は担当から聞いております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

西峰東西2号線と、これは避難道路という、これは要するに防衛省からの補助でつくっております。だから、全然使われないんじゃないんじゃないかなど。ただ、今町長が言われております、これに使いなかつたら、上峰町が今、土木関係で金が幾ら使えますか、微々たるものでしょう、単独では。こういうところは、要するに西峰東西2号線の整備は20年で完了だということで、あとは単独事業になってくるはずなんですよ。そしたら、これはほとんどもうできないんじゃないですか。できないことをね、もう黙ってそのまま過ごしていくという、やっぱり町民の人をだますようなことをしちゃいかんと思うですよ。

だから、こういうとをもらってこれを使えるか使えないかと、使えたらばやりますよというような話をされれば納得されるかもしれませんが、その辺も全く何ら返事もない。もらったならそこんきの課題というのはいっぱいあるわけでしょう、上峰町は特に佐賀県一財政難でこうこう言っているならば、そういうお金が入ってきて、しかも、34,471千円入ってきたならば、これはこういうふうにする、ここに使おうと計画を立てるべきじゃないですか。その辺の答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

中山議員にお答えします。

道路整備につきましては、さまざまな交付金があると私も承知しておりますし、この道路整備事業にかかる予算の確保というのは、この調整交付金のみならず、いろんな選択肢を考えていく必要があるというふうに思っております。

○9番（中山五雄君）

この問題最後の質問にしますけれども、町長も江崎課長も、これは吉田さんのところにきちっと説明に行ってください、それも早急に。その辺の答弁を伺ってから、その答弁次第ではもう一回質問をします。

○町長（武廣勇平君）

順番としては、先ほど申しましたように、ある程度計画を立てながらということで内部協議がまず先にございます。その後、当該地域についての安全性の確認は以前させていただき、この改良が必要だという認識も私持っておりますし、加えて議員からも再三、幾度の議会で言われたか数えておりませんが、再三にわたって御指摘の箇所であるということは一定の重みがあると思っておりますので、その考え方で、今後、内部協議を早急に進めていきたいと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

今町長が計画を立てながらということでは言われましたけれども、実際ここに行ってから5カ月になります。いつごろその計画立てて、いつごろ大体説明に行かれる予定になりますか、その辺をきちっとやっぱりある程度出してもらわないと、ずうっと同じようなことの質問ばかり繰り返しなんです。だから、その辺の答弁をお願いしたい。

○町長（武廣勇平君）

まず、私の頭を整理してお伝えしますと、議員も御提案の特定防衛施設、関係する調整交付金、これの活用が可能かどうか確かめてから、ほかの交付金についても検討しながら内部協議、計画等を策定し、その後ということではございますので、当面は特定防衛施設所在市町村に対する調整交付金の活用が可能かどうかを確認する必要があると思っております。

○9番（中山五雄君）

大体いつごろになるかを聞いております。

○町長（武廣勇平君）

これは私、今現在、九州防衛局と協議はいつごろめどがつき、この調整交付金の活用が可能かどうか、確認できる時期がいつかは把握しておりません。今後、速やかにこの議会終了後でも担当課と協議しながら九州防衛局にも確認した上で議員にもお伝えしたいと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

そしたら、きょう言われたことを、吉田さんのところに首長くしてここ5カ月待っておられますから、町長やなくても課長でも構いません、こういうことですからもうしばらく待ってくださいという連絡はしていただきたいと思っております。答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の御提案でございますけれども、その件につきましては、担当課長、担当課のほ

うで対応し、議員からもきょうこうして御指摘があったことも含めてお伝えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

町の活性化について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の御質問に上がっております町の活性化について、町の活性化の一環として町民市をと再三言ってきたが、町長は10月ごろからと言っているにできていないが今後の計画はということで上がっております。お答えを申し上げます。

今回、12月18日に上峰町中央公園駐車場おたっしや館横にて軽トラ市を開催する運びとなりました。白菜等の冬野菜の収穫時期となり、ようやくですが、おたっしや館での地域歳末もちつき交流会に合わせて日程調整をした次第でございます。

参加募集につきましては、区長各位へ回覧をお願いするとともに町ホームページを活用して募集をしております。町内2カ所にある直売所に野菜を納めておられる方を中心に話を進めておりますが、鳥越地区の門松等も参加いただけるとの申し込みをいただいております。これは区長会にての御提案がございました。

今回、軽トラ市につきましては、地産地消検討会に参加いただいている農家の方、また、直売所の代表の方とも協議を進めさせていただきました。おたっしや館のもちつき大会と日程調整をし、さらに開催時間を10時から1時とすることで来場者の見通し、さらに直売所の早朝の運営との差別化をすることができました。

今後も継続して開催できるよう今回参加いただく皆様と協議を進めてまいりますとともに、引き続き参加者の募集拡大を行っていきたく思っておりますし、議員からの御提案による町民市でございます。ようやく形になったということをお報告させていただきます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

今いろいろと答弁をされましたけれども、前回、町長は行政としてはPRをと。そして、募集等は当然する必要があると思えますと、今後、速やかにスタート時を決めるのに町内に広く周知することで対応していきたく思っております。そのときはまた中山議員のほうにも相談をしていきたく思っておりますということを、一番最後のほうは正副議長室で言われましたけれども、実際このとおりにされておりますか。

○町長（武廣勇平君）

正副議長室でのお話を今申されました。この市に関しては速やかに行っていきたいという

ことで、私も6月議会に賜った後、9月議会での再質問の答弁をいたしております。その際にも申し上げておりますが、12月のおたっしや館の地域歳末もちつき大会に合せてということをお願いしておりますが、なるべく早くの時期にやってもらうようということで更問が中山議員からあっております。その後、私自身が9月議会終了後ですが、担当課にもそういうことで開催を急ぐ旨を伝え、ただ、軽トラ市の参加者が一向に集まらないという中で、先ほど申されました正副議長室において参加者について御協力をいただきたいという趣旨で中山議員にも御協力いただきたいということをお願い申し上げたとおり、職員にも伝えまして、職員のほうから参加者についての協力をお願いがあったことと存じております。

今、当初、日曜日の開催については、直売所の開催日と重なり調整が難航していたということと、また、冬野菜の収穫が必要だったということで収穫時期までに期間を要するため、10月、11月に協議をしてきたということで担当のほうから連絡が入っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

町長、あなたのホームページ、第1回軽トラ出店募集要綱とここには書いてありますけれども、4番目に出店の条件、軽トラックもしくは軽自動車以内の車両で出店をしてくださいと。なお、軽以外の車両については、別途相談してくださいと。これはまあいいにしても、募集台数ですよ、10台。募集台数が10台になりましたら申し込みを締め切りますと。これが町民サービス、活性化につながりますか。それと参加費、無料と。今回は上峰町初開催のために無料とここに書いてあります。要するに町長、行政が財政難だから、それをするのは当然です。でも、私が最初、住民市ということで言ったのは、おたっしや館の駐車場の西側の一部を町民の人たちに無償で利用をさせてくださいよと、それが住民サービスじゃないですかと、そうやってきたんですよ。これ行政の、自分たちのいいよう、これはだれと話して決めたんですよ、町長だけの考えですか、まずそれをお聞きします。

○町長（武廣勇平君）

申しわけございません。ちょっと質問の意図を理解できませんが、私自身としてはこの募集を行うべしと、また、駐車場を無償で町民の皆さんに開放するということと、広報等を行うという意味で、ホームページのみならず全戸に回覧をお願いしてまいりました。

議員とも協議が足りなかったことかなと思いますので、今後、こういう視点で市を開いていくべきという御意見がありましたら担当課と協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

質問の趣旨があんまりわからんような言い方をされましたけど、これは、ホームページはあなたのホームページなんですよ。あなたがこれ出しているんですよ。これは人が出したわけじゃないんですよ。それで、こんだけ縛ってね、10台限りとか、そんない、自分が行った

ときはもう締め切ってあないと。それとね、まだ後にも言いますけれども、要するにもちつき交流会とか何かのイベントのときだけと。そしたら、要するに生産者はいつ何があるかは把握できないんですよ。回覧板とか広報で回ったときしかわかりません。大根とか野菜とか、ニンジン、ゴボウは1週間や10日でできるものじゃありませんよ。定期的にやるのが、これ吉野ヶ里町は8,000人から今来ているそうです。その日は大変吉野ヶ里町は潤っているらしいです。山茶花の湯、さざんか千坊館、それから町内の商店、いろんなものがその日だけは物すごく売れるらしいんです。これが住民サービスじゃないですか。こんだけ縛ってですよ、それとか申し込み方法、出店申し込みに必要な事項を記入の上、運転免許証のコピーを添付してくださいと。こんなね、もう百姓さんでも、おばちゃんてん、ばあちゃんたちが持ってこられて、一々せからしいと恐らく思われると思います。これは、私も議会が終わったら回りますけれども、みんなね、ちょっとその後に言いますけれども、こういう規則を、こういうホームページを出してから町長ね、相談をしますと、それは全然違うじゃないですか、あべこべじゃないですか、相談してからこういうことを載せるべきじゃないですか、いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の御指摘でございますが、連絡、協議不足だったということを陳謝したいと思えますけれども、この軽トラ市につきましては、議員の仰せのように、最初は小規模でもよいというところで、私たちもそういう範囲の中で考えておったわけですが、もっと言えば、もっと充実した軽トラ市にしたいという思いも当初からございました。しかしながら、参加者がなかなか見つからないという中で対応せざるを得なかった。また、西側の一角に入る軽トラの数も限られてくるということもあつたろうと思っております。

また、担当課としましては、恐らくこれは確認をしておりますが、1つ確認したのはその場で調理をされたいという方もいらっしゃるという聞き及んでおります。こうしたことが出てくるときに行政としても一定の責任を負うわけで、また、保健事務所等にも確認が必要なわけで、最低やっぱり参加者等、身元、住所等は確認する必要があるという中で、そういう書類の申請の要求をしたんじゃないかなろうかと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

先ほどの町長の答弁では参加者が少なかったと。我々ですら5日に一般質問を出すまで知らなかったんですよ。ちょっとある人から聞いたら、あら、あんたたち知らんやっただねと、ある人たちがねと。要するに、もちつき交流会のときに軽トラ市をするという話を聞いたよという話を聞きました。そして、回覧板回ってきたのは7日ですよ。こういうことで、18日のあれに参加者が集まりますか。何事も今の行政のあり方というのは、宣伝不足というか、要するに企業誘致あたりもそうです。私は一歩やなくて二歩、三歩おくられていると思います。

しかも、10台限りとかこんなことを書いてだれが出しますか。だから、私最初から言ったでしょう。こういうこと、実際何日って決まったらば、あなたはね、先ほど休憩のときにも10月から言っていないで、あなた6月の議会で言っていますよ。10月からやるように努めますという言い方を恐らくしております。

こういうことでね、正直言うて人を集めて、町長あなたが一番御存じだと思いますけれども、おたっしや館の償還補助金23,152,926円ですよ、社協の補助金27,000千円、ふれあい館7,192,368円、これだけかかっているんですよ、負担を出しているんですよ。もっといろんなことのイベントをやって、町民の人たちがそれを持ってきて、おたっしや館のうどんを食べたり売りよつとき、友達もできて、その辺で御飯を食べたいと、それならおたっしや館でうどんを食べたい御飯を食べたいと、ジュースを飲んだりできるけんがいいねというような話をされておりました。

それと、これでは要するにあるところのたこ焼き屋さん、回転まんじゅう屋さんたちも出したいと、それと商工会のある人たちも、あるノルマで買わされた部分を半額か半額ちょっとぐらいで出したいと。そいぎ、みんな消費者は喜ぶわけでしょう。何でそういうことをやらないんですか。上峰町の金がかかるわけじゃないでしょう。こういう規則はだれが決めたんですか、役目すましじゃないですか、人が寄ってくるなととられても仕方のないような規約じゃないですか、いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

要は、この町民市の活性を今後、今言われた指摘を踏まえながらやっていくことに尽きるかと思いますので、議員の御意見を反映させてしっかりと今後町民市、実行していきたいと思えます。

○9番（中山五雄君）

いつもね、質問するたびに今後検討します、反映をさせますということをおっしゃるけれども、本当に即やられたことが私の質問の中でも何かあるかなと今ちょっと考えていたんですけれども、ほとんど即はできなかつたんじゃないかなと。

今は休耕田がかなりふえてきております。休耕田の活用と、いろんな方々が畑を借り、野菜や大根、ニンジン、いろんなものをつくっておられます。これ少しつくっても、まあちょっと多目につくっても大層変わらないということで、そういう町民市みたいな、あなたは軽トラ市と書いておりますけれども、そういうことをされるならば、日にちが決まって月に1回なら1回、2回なら2回されるならば、それに間に合うような作物をつくって、新しいものを少しでも安く売って町民の人たちが喜んでもらえるよう私も努力していきたい。しかも、自分の健康にもつながると。そして、たとえ1日1千円にしても500円にしてもお金が入ってきたという喜び、また頑張ろうかなと、それをまた孫にやって孫が喜んでくれると。要するに自分が健康のためにやって町民の人が喜んでもらって自分もうれしい、お金にもなる、

孫も喜んでくれると、こういうやり方でしていかないと私は続かないと思うんですよ。一方的な行政だけの考えで、こうやってもそれは続いていかないと思うんですよ。

町長は住民の方が主役の町づくりということを言われております。本当にそう思うならば、もう少し相談をしていくべきじゃないですか。

あのね、ちょっと勘違いしている点が、みんなじゃありませんけれども、行政の方たちも、きのうの同僚議員の質問の中でも、要するにほとんどあいさつがないとか、いろんな苦情が出ているとかと言われますけれども、当然私もそれも聞いております。ちょっと町長、勘違いをされているんじゃないかなと私はここでちょっと苦言を言いますけれども、要するに行政あって町民じゃありません。町民あって行政ですよ。その辺どんなに考えておられますか。

○町長（武廣勇平君）

議員仰せのとおり、町民あつての行政であると思っておりますし、議員御提案のこの軽トラ市は町民の活性化に本当に大きく寄与するものだと思っておりますので、今後とも御指導方、御協力いただきたいと思っておりますので、このあり方については、担当のほうから議員の御意見というものを賜りに行く機会をつくりたいと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

町長ね、議会のときだけ今後は意見を賜り調整をして前に進めていきたいということをおっしゃいますけれども、いつもそう言われて、私どもはですね、やっぱりどがんで町長が発言したことには信じてついていっていますよ。でも、こういうことが続けば信ずることができなくなるんですよ。本当にですね、吉野ヶ里町さんたちは経済効果が出ているということでみんな言われております。議員さんたちもすべて言われております。

だから、私が言ったのは何で町民市で言ったかというのは、吉野ヶ里町が軽トラ市でしているからまねしたようなことはあんまりよくないかなと思ったもので、町民市でどうですかということで質問をしましたが、その辺は行政の方たちがいっぱい頭のいい方たちがおられるものでちゃんと話し合いをして、そのときは正直言うて我々もかたしてもらえるものと思っていたんですけども、今のその規則ではですね、ほとんどが出さないんじゃないですか。例えば、自分がそれでと申し込みに行って、わざわざ時間かけて行って、10台限りで、ああ、もう10台だからだめだと言われたら、もう出すもんかいというような話も出るんじゃないですか。で、使用料を次から取るような書き方でしょう。今回は初めてだから無料だと。次からは取るということでしょう。だから、その辺も、吉野ヶ里町でも最初は少なかったらしいんです。だから、少し多目に見て住民サービスをして軌道に乗ってきたら、少しは行政のほうも大変だからということで、私が言っているのは、行政が何かお金をかけなさいてんなんてん一言も言っておりません。駐車場を提供してくださいと、全部じゃありませんよ。西側の隅をずるっと貸してくださいよと、利用させてくださいよということで言っていたん

ですよ。

今の、そいぎ、これは社協の人たちと決めたんですか、町長だけで決めたんですか、その辺をお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

初回の会議には社会福祉協議会も入りましたが、以降は行政でこの軽トラ市の開催にかかわるさまざまな準備をしたというふうに理解しております。

○9番（中山五雄君）

町長、正副議長室に町長と社協のある人と町民センターのある人が3人来たことがありますよね、私がこの質問を出した後に。そのときですね、「だれが何を出されますか」と社協の人が聞いたんですよ。何を言うかて、だれが何を出すかわかるかて。そんなね、ちょっとわからないような、そういう人たちが一緒になって決めた。だから、ああいう決め方じゃないですか、本当に町民のことを思って決めたんですか。これはある人の話ですけども、悪くとれば、あそこでそういうことをやったら、おたっしゃ館の中が忙しくなるんですよ、大変だと思います。でも、売り上げは上がります。その場合にね、それ以上は言いませんけれども、その辺いろんな話も出ておりますし、そして、要するに一部分の人たちにこういうことをやりますとか、今度は7日に回覧板が回ったから皆さん御存じだと思いますけれども、それまでの間というのは、要するに聞いた人は聞いたと、聞いていない人が多かったんじゃないかなと、多かったんじゃないかとほとんどが聞いていなかったんじゃないかなと。この辺は町長、私は平等性を持ってやっていただきたい。これは平等性に欠けていると思います。今から相談をしたって今から間に合いますか、答弁のほどをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

申しわけございません。社会福祉協議会については、当初、その会議を行政内で持ちましたけれども、その後はかかわっておりません。町のほうで対応していくということと、今後については、私は定例化すべきだと思っております。議員いろいろ御意見ございましょうが、議事録確認をしましたら議員も定例的にやるべきだという御意見お持ちでございますし、今後、担当課との協議をまた御意見等をちょうだいする機会をつくりながら、せっかく市をやるんですから、議会、中山議員の御提案、意見を反映させた形の市になればと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

そしたら、来年からは月1か月2か、その辺をはっきり決めてやっていきますか、その辺の答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

直ちに断言できないところがおしかりを受けるかもしれませんが、今回の開催の状況、

また、いろいろ展開できる可能性というものも推移を見ながら内部で協議した結果、開催の頻度というものもおのずと出てくるんじゃないかならうかと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

町長、12月も半ば過ぎてもちつき交流会をやって、軽トラ市ということで、そこの中でやりますけれども、それをやってから決めていきますと、それでは町民の人たちに広報、回覧板で知らせるのが遅いんじゃないですか。先ほども言ったとおり、野菜とかなんとかはね、1週間、10日でできるものじゃないですよ。早目に計画を立てて、だから、私は6月議会のときでん、10月ごろからやるならば、広報は2カ月に1回しか出していないから2回はいつでも出してくださいよと。そして、開催をしてくださいよということをお願いしていたんですよ。だから、そのとおりに全くされておられません。だから、私はここで何月ごろは間違いなく月に1回なり2カ月に1回なりはできるということを知りたいんですよ。

今町長が言っているのは100%じゃありませんけれども、半分はこの件については信用できません。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員の御質問でございますが、頻度につきましては、大きく発展する可能性がございます。この軽トラ市のにぎわいを見ながら発展する可能性があれば、その頻度を高めていく必要もございますし、2カ月に一度、半年に一度と申し上げて、これだけにぎわいができたのに1カ月以内にやらない理由はないという意見も出てきそうでございますから、今後、その状況を見ながら内部で協議し、開催に当たっては、少なくとも1カ月前からのPRというものを考えていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。

○9番（中山五雄君）

1カ月、2カ月、半年に1回と、その結果でというような話ですけども、そしてまた、皆さんに、町民の人たちに知らせるのは1カ月前からと、それじゃ間に合わないんですよ、早目に出さないと。何か品物をちょっとつくって出す、野菜とかそういうのはそう簡単にできませんよ。もう少しね、やっぱり人の寄るような町づくりをしないと。きょうも同僚議員の中から質問が出ましたけれども、人が集まらなると金も落ちませんよ。財政も潤いませんよ。人が寄るような、行政は金がかからないで人を寄せることができる、そういうことは吉野ヶ里町の軽トラ市じゃないですけども、できるわけでしょうが。ふだんはあそこ駐車場がながらがんであいているわけでしょう、祭りのときだけ、祭りのときはしなくていいじゃないですか、逆に。私は月に1回それはやるべきじゃないかなと、どんどんどんどんふえて

くると思いますよ。

そういう、要するに野菜とかなんとかつくっておられるそういう人たちの話も聞かないと、全然聞いていないでしょう。行政側の考えでやったわけでしょう、規約とか。その辺を私は年内にはまとめて、1月にはそれを発表して、次からこうやりますということを言ってもらいたいと、その辺の答弁を聞いて、質問を終わりたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

頻度につきましては、繰り返しになりますけれども、大きく発展する可能性も含めて検討が必要だと思っております。私自身、他自治体でどのような頻度でこの軽トラ市がなされているか確認しておりませんし、担当としましても、これについては協議をする必要があると思っております。今後、その頻度がわかり次第、議員にも御報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。

以上で9番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時32分 散会